

令和5年3月 昭島市

はじめに

昭島市は、昭和 57 (1982) 年に「青少年とともにあゆむ都市」を宣言しました。未来に限りない可能性を秘める青少年が、心身ともに健全で、高い徳性を培い、豊かな情操を育み、人生に明るい夢と希望をいだいて成長することは、全ての市民の願いであり、この実現にむけ、市民相互がふれあいと生活環境の浄化につとめ、豊かな人間性を育み、ふるさととして愛するまちづくりを推進していくという決意表明であります。



これまで本市では、「青少年問題協議会」において、青少年をとりまく状況に対する認識の 共有を図るとともに、関係機関や地域の方々と連携しながら、青少年の健全育成に関する基本 方針及び重点項目の策定や、青少年の善い行いを表彰する青少年善行表彰、青少年の健全育成 協力者への感謝状の贈呈、あいさつ運動の推進等、青少年の健全育成に関する様々な活動に取 り組んできました。

また、青少年委員や青少年とともにあゆむ地区委員会及び青少年補導連絡会においても、地域の青少年の実情を踏まえ、地域の子どもや保護者に寄り添った様々な活動を行ってきたところです。

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化社会の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の急拡大などにより大きく変化する中で、貧困、児童虐待、いじめ、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど複雑で多様な問題を抱える子ども・若者の実態も明らかになっています。

今回策定した「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」は、「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策推進計画」が一体となった計画であります。本計画に基づき、子ども・若者やその保護者に対するこれまでの施策をより効果的に推進し、令和5(2023)年度に施行される子ども基本法で示されている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を基本とし、家庭環境などによって子どもの夢や希望が阻害されることがないよう、地域が一体となった支援をすることが必要です。

本計画の基本理念"すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島"を念頭に、より一層みなさまのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた各協議会・委員会の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

目 次

第 1	草 計画策定の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••]
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2		
	(1)社会的背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	(2) これまでの昭島市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3		
	(1)計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 5
第2	2章 昭島市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	昭島市の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 子ども・若者の人口と世帯の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(2) 世帯の状況と推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	アンケート調査結果・現況データ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 10
	(1)子ども・若者の意識・実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1)生活習慣 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2) インターネットの使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3)新型コロナウイルス感染症拡大前との変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4) 精神状態の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5)自己肯定感 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	6) 将来への期待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7)子ども・若者の体験、交流活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	8) 子ども・若者の参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	9) 若者の就労など現在の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 19
	(2)困難を抱えた子ども・若者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 21
	1) ニート、ひきこもり	• 21
	2)非行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 22
	3)虐待・不登校・いじめなど・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 23
	4) 子どもの貧困・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5) 相談の状況と相談先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 33
	(3)子ども・若者の成長を支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
	1) 子ども・若者の居場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
	2)希望する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 39
3	子ども・若者を取り巻く昭島市の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 40
	(1)子ども・若者の希望ある社会的自立に向けた健やかな成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 40
	(2)子ども・若者やその家庭を含めた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 41
	(3)子ども・若者の成長を見守り支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 42

第3章	基本理念・施策の方針・計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	3
	本理念 ······ 4	4
2 施	策の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	4
3 計	画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5
第4章	施策の展開 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 4'	7
基本	方針1 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	8
1-1	多様な体験・交流活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	8
1-2	2 情報・消費環境などへの対応力の向上・・・・・・・・・・・・・・・ 50	0
1-3	3 非行防止活動などの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	1
1-4	1 社会参加、参画機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55	2
1-5	5 やりがいを持って働く力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55	3
1-6	5 国際理解・情報教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	4
基本之	方針2 子ども・若者やその家族の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5:	5
2-1	適切な支援につなぐ相談機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・ 5!	5
2-2	? 教育と生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・ 5	6
2-3	3 児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応・・・・・・・・・・・・・ 5	7
2-4	↓ 障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援・・・・・・・・・ 5%	8
2-5	5 親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援 ················· 5	9
2-6	。 ひとり親家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	0
基本之	方針3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3-1	in any in the Brazilian in the second	
3-2	2 地域社会における関係機関の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3-3	21— 210 2 1122 1—112	
3-4	地域における多様な担い手の育成と支援 ····・・・・・・・・・・・・・・ 6.	5
基本之	方針4 子どもの貧困対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-1		
4-2		
4-3		
4-4	1 経済的支援····································	0
第5章	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	1
	れ目のない支援体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7.	
	分野にわたる施策や関係機関に関する的確な情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
3 推	進体制 ······ 7	2
4 進	捗評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

資料編·	
資料1	昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査実施の概要・・・74
資料2	用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
資料3	昭島市青少年問題協議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
資料4	昭島市青少年問題協議会運営要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
資料5	昭島市青少年問題協議会委員名簿
資料6	昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
資料7	昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・87
資料8	計画検討の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
資料9	子ども・若者未来対策推進計画関連事業における令和3年度実績・・・・・・・・・・・・90

第 章 計画策定の前提

1 計画策定の趣旨

現代の子ども・若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報化社会の急速な普及・発展、国際化の進展と目まぐるしく変化する中、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑で多様な問題を抱える状況となっています。また、昨今のコロナ禍もあり、子ども・若者の不安が高まっています。

子ども・若者は、社会に活力と希望を与えてくれる宝です。令和5年4月に施行する子ども 基本法においても、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を踏まえ、子どもが 健やかに育ち、子育てに喜びを実感できる社会環境の整備が理念として掲げられたところです。

子ども・若者が健やかに成長し、夢や希望を持って社会的な自立¹ができるよう地域全体で支援することが大切です。

本市においても、「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策推進計画」が一体となった「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」を策定し、昭島市の子ども・若者の未来を応援します。

¹ 社会的な自立

社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになること。

2 社会の動向

(1) 社会的背景

子ども・若者を取り巻く環境は、少子高齢化、グローバル化、情報化社会の進展、就業構造の急速な変化、地球温暖化、価値観の多様化、最近の国際情勢の緊迫化など、先行きの見えにくい社会情勢は少なからず、子ども・若者とその家庭に影響を与えています。

また、子ども・若者が抱える困難は、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど多岐にわたり、それらが絡み合い、複雑なものとなっています。

国は、平成22 (2010) 年4月に、教育、福祉、雇用等の幅広い関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、困難を抱える若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年7月には同法に基づき「子ども・若者ビジョン」を策定しました。その後、「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、平成28 (2016) 年と令和3 (2021) 年に「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されています。大綱では、雇用など特定の施策分野においては40歳未満までを対象とし、すべての子ども・若者の成長・自立を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

一方、「令和元(2019)年国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの相対的貧困率²」は、平成30(2018)年の時点で13.5%でした。前回、平成27(2015)年の13.9%から大きな改善は見られず、依然として子どもの7人に1人が貧困状態であると推定されます。子どもの貧困対策としては、平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、これを受け、平成26(2014)年と令和元(2019)年に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。現在から将来にわたり、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することとしています。

東京都では、令和元(2019)年 12 月に今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』 戦略ビジョン」を取りまとめ、2040 年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい 人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」など 20 のビジョンを提示しました。このビジョン に従いすべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形 成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、令和 2 (2020) 年4 月に「東京都子供・若者計画(第 2 期)」が策定されました。また、平成 26 (2014) 年3 月に は、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に 実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「東京都子供・若者支援協 議会」が設置されています。

² 子どもの相対的貧困率

国民1人あたりの可処分所得(収入から税金、社会保険料を引いたもの)を高い順に並べ、その中央値の半分(貧困線)に満たない18歳未満の子どもの割合。

(2) これまでの昭島市の取組

①昭島市青少年問題協議会

昭和33(1958)年2月に、地方青少年問題協議会法に基づき、青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図る市長の付属機関として、「昭島市青少年問題協議会」を設置しました。

②昭島市青少年委員

昭和35(1960)年4月に青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、関係機関と青少年団体相互の連絡をすることなどを目的に「昭島市青少年委員」を設置しました。子ども会、青少年とともにあゆむ地区委員会、スポーツ少年団体などの地域の様々な青少年活動の支援を行っています。

③青少年とともにあゆむ都市宣言

未来に限りない可能性を秘める青少年が心身ともに健全で、高い徳性を培い、豊かな情操を育み、人生に明るい夢と希望をいだいて成長することの願いを実現するとともに、青少年の輝かしい未来をひらくため、市民相互がふれあいと生活環境の浄化につとめ、豊かな人間性を育み、ふるさととして愛するまちづくりを決意するものとして、昭和 57 (1982) 年 1 月に「青少年とともにあゆむ都市」を宣言しました。

④昭島市次世代育成支援行動計画

平成 17 (2005) 年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども一人一人の人権が尊重され、地域の中で健やかに育ち、親たちが子育てに対して喜びが持てるような社会を実現するため、「昭島市次世代育成支援行動計画」を策定しました。平成 22 (2010) 年3月には、その実績や評価を踏まえ、平成 26 (2014) 年度までを計画期間とした「昭島市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

⑤昭島市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 (2015) 年に施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い幼児期の教育・乳幼児期の保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、先行計画である「昭島市次世代育成支援行動計画」と国の「新・放課後子ども総合プラン」の方針を盛り込み、平成 27 (2015) 年3月に「昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和 2 (2020) 年3月には、前計画の実施・達成状況を確認・把握した上で、子ども・子育て支援の量・質の改善・充実に向け、令和 6 (2024) 年度までを計画期間とした「第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成22 (2010) 年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項³、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画(第2期)」に基づくとともに、「昭島市総合基本計画(令和4年度~令和13年度)」の分野別計画です。また、平成26 (2014) 年1月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項⁴に基づき、令和元(2019) 年11月策定の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した昭島市の子どもの貧困対策推進計画と位置づけます。さらに、本計画は、昭島市における「子ども・子育て支援事業計画」、「教育振興基本計画」、「地域福祉計画」、「障害者プラン」、などの関連する計画と整合・連携を図ります。

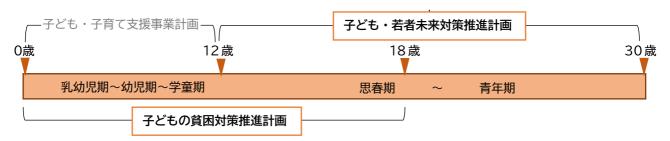
(1)計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向を勘案しながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。

(2)計画の対象

本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、0歳から30歳未満まで、施策によって40歳未満までを対象としますが、乳幼児期から学童期(0歳から11歳まで)は「第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画」の対象であることから、特に思春期から青年期(12歳(中学生)から30歳未満まで)の子ども・若者を主な対象とします。

また、子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、0歳から18歳未満までの子どもとその家庭を対象にします。



なお、子ども・若者育成支援推進法に基づき、従前の「青少年」に代えて「子ども・若者」 という言葉を使用し、各種法令や施策の内容によっては「青少年」、「少年」などの言葉を併用 します。

^{3 「}子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

^{4 「}子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第2章

昭島市の現状と課題

1 昭島市の動向

(1)子ども・若者の人口と世帯の現状

昭島市の総人口は、113,840人(令和3 (2021)年)で、近年微増傾向にあります。そのうち、子ども・若者 (30歳未満)の人口は、30,492人と、総人口の約3割を占めています。総人口に占める子ども・若者の人口の割合は、27.9%(平成27 (2015)年)から26.8%(令和3 (2021)年)と微減傾向にあります。

特に、乳幼児期の人口は 5,632 人 (平成 27 (2015) 年) から 5,166 人 (令和 3 (2021) 年) と年々減少しています。



【子ども・若者人口の推移】

【資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)】

昭島市の子ども・若者の人口は今後も減少を続け、総人口に占める子ども・若者の割合は、 25%前後で推移する見込みです。



【子ども・若者の人口推計】

【資料:昭島市総合基本計画】

(2)世帯の状況と推移

昭島市の世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの世帯人員は、平成27(2015)年以降、減少傾向にあります。

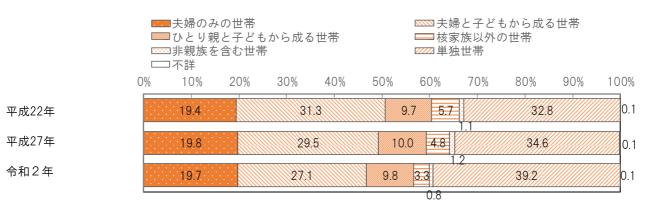
【世帯数及び世帯人員の推移】



【資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)】

昭島市の家族類型別割合を見ると、夫婦と子どもからなる世帯が平成 22 (2010) 年に 31.3% から令和 2 (2020)年に 27.1%となり、減少傾向にあります。一方で、単独世帯は、令和 2 (2020)年に 39.2%となり、一般世帯の中で最も多くなっています。

【世帯の家族類型別 一般世帯数の割合の推移】



【資料:国勢調査】

2 アンケート調査結果・現況データ

※図中の「N」は、該当質問での回答者総数を表します。

(1)子ども・若者の意識・実態

1)生活習慣

毎日朝食を食べている小学生は86.8%、中学生は77.6%となっており、小学生の方が多くなっています。

【朝食摂取】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

いつも、ほぼ同じ時間に寝ている子どもは、「そうである」小学生 31.0%、中学生 32.4%、「どちらかといえばそうである」小学生 45.4%、中学生 46.4%となっており、7割以上の子どもがほぼ同じ時間に寝ています。

【就寝時間】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

2) インターネットの使用

インターネットの使用は「かなり使う」が小学生 56.5%、中学生 78.0%、若者 95.2%であり、「ときどき使う」は小学生 25.3%、中学生 15.7%、若者 3.7%となっており、年齢が上がるほど多くなっています。小学生でも 8割以上がインターネットを使用しています。

【インターネット(スマートフォンを含む)の使用(小中学生)】



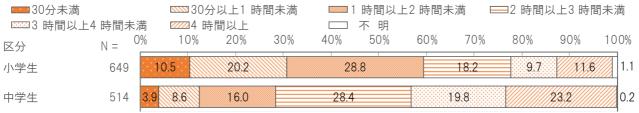
【インターネット(スマートフォンを含む)の使用(若者)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

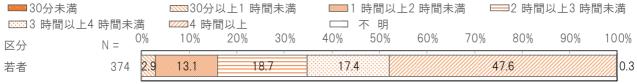
インターネットの使用時間について、小学生の平均使用時間は1時間以上2時間未満が最も高く28.8%、中学生の平均使用時間は2時間以上3時間未満が最も高く28.4%、若者のインターネット平均使用時間は4時間以上が最も高く47.6%となっており、年齢が上がるほど使用時間が長くなっています。

【インターネットの使用時間(小中学生)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

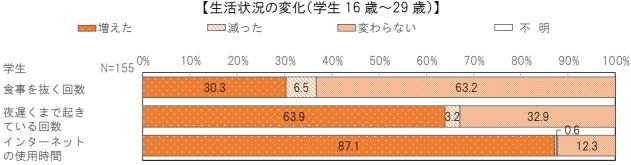
【インターネットの使用時間(若者)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

3)新型コロナウイルス感染症拡大前との変化

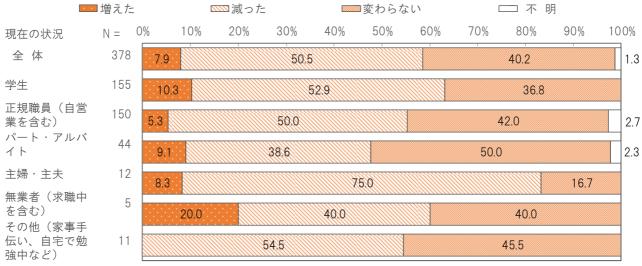
学生の生活状況の変化を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、食事を抜く回数、 夜ふかしする回数、インターネットの使用時間が増加しています。



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して、「友人や職場の人と話をする機会が減った」 と感じる若者が約5割いることから、コロナ禍を境に人と人とのつながりが減っている傾向に あります。

【友人や職場の人と話をする機会(若者)】

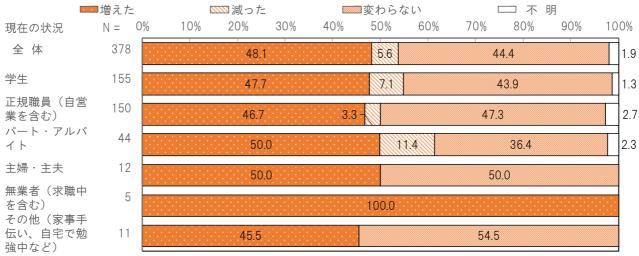


【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

4)精神状態の変化

イライラや不安を感じたり、気分が沈むことについては、全体で「増えた」が 48.1%となっており、若者の約半数が精神状態に不調を感じています。

【若者の精神状態の変化】



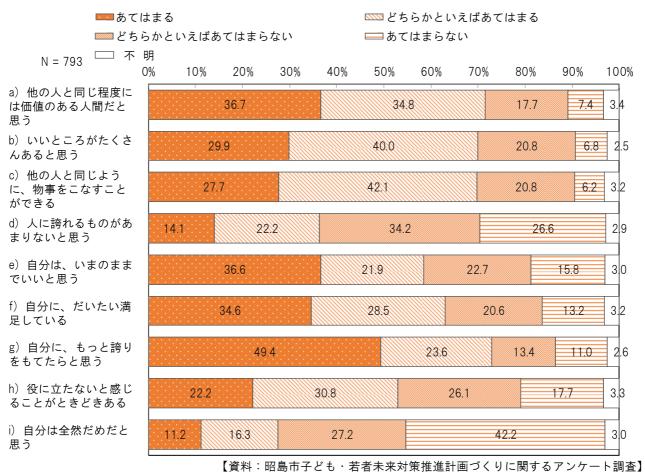
【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

5) 自己肯定感

小学生では、役に立たないと感じることがときどきあるかについて、「あてはまる」が 22.2%、「どちらかといえばあてはまる」が、30.8%となっており、約5割が役に立たないと、ときどき感じています。

一方で、他の人と同じ程度には価値がある人間だと思うについて、「あてはまる」が 36.7%、「どちらかといえばあてはまる」が、34.8%となっており、小学生の約7割が自分の価値を他人と同じぐらいであると評価しています。

【自己肯定感5(小学生)】



[.]貝科・哈島川丁とも、石名木木刈泉推進計画してりに関するアフケート調査.

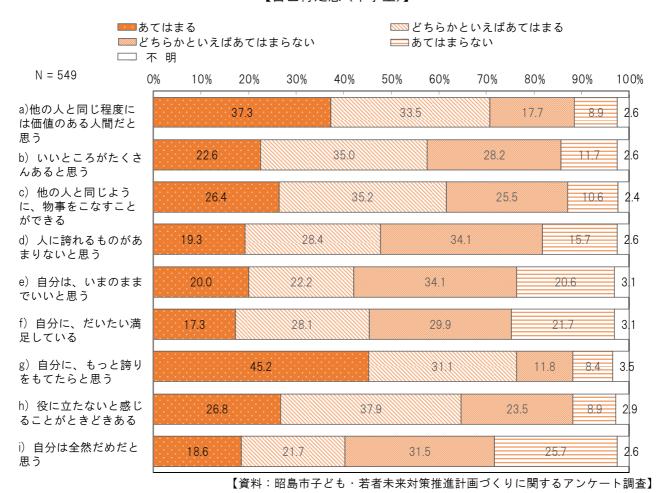
自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

⁵ 自己肯定感

中学生では、役に立たないと感じることがときどきあるかについて、「あてはまる」が 26.8%、「どちらかといえばあてはまる」が、37.9%となっており、約6割が役に立たないと、ときどき感じています。

一方で、他の人と同じ程度には価値がある人間だと思うについて、「あてはまる」が37.3%、「どちらかといえばあてはまる」が、33.5%となっており、中学生の約7割が自分の価値を他人と同じぐらいであると評価しています。

【自己肯定感6(中学生)】



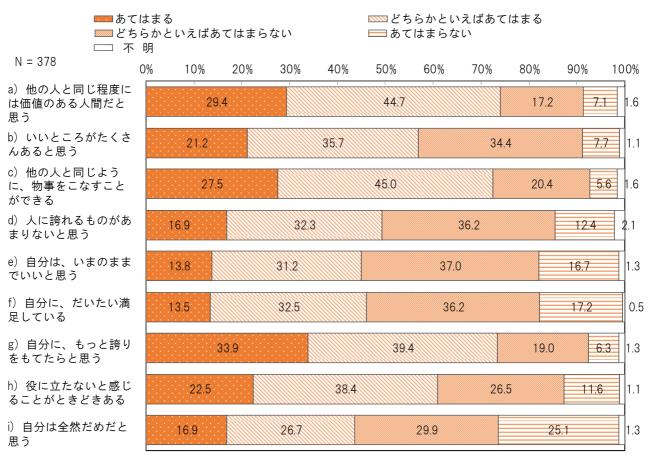
自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

⁶ 自己肯定感

若者では、役に立たないと感じることがときどきあるかについて、「あてはまる」22.5%、「どちらかといえばあてはまる」38.4%となっており、若者の約6割が役に立たないとときどき感じています。

一方で、他の人と同じ程度には価値がある人間だと思うについて、「あてはまる」が 29.4%、「どちらかといえばあてはまる」が、44.7%となっており、若者の約7割が自分の価値を他人と同じであると評価しています。

【自己肯定感7(若者)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

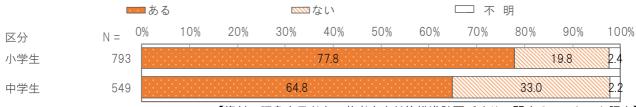
自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

⁷ 自己肯定感

6) 将来への期待

子どもの将来の夢については、「ある」が小学生では 77.8%、中学生では 64.8%と平均する と約7割の子どもが将来の夢を持っています。

【将来の夢やつきたい職業(小中学生)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

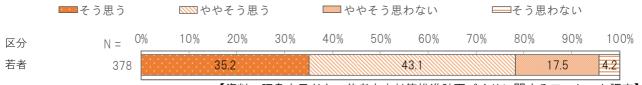
若者の将来への明るい希望について、「希望がある」26.7%、「どちらかといえば希望がある」 42.3%となっており、約7割が将来に希望を持っています。

【将来への明るい希望(若者)】



社会貢献への意欲について、「そう思う」35.2%、「ややそう思う」43.1%となっており、若 者の社会貢献意欲は約8割あります。

【社会貢献への意欲(若者)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

7) 子ども・若者の体験、交流活動

新型コロナウイルス感染症拡大前を見ると、リーダー講習会、小学生国内交流事業、青少年スポーツ大会の参加者は、年々減少傾向にあります。一方で青少年フェスティバルは、多くの来場者数を維持できていました。新型コロナウイルス感染症拡大の後は、多くの事業において、中止や実施方法が変更となりました。

【市が実施している主な体験・交流事業】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
リーダー講習会	小学生参加者数	2,222	1,854	1,382	中止	169
ソーダー語自云	中学生参加者数	17	8	9	中止	中止
小学生国内交流事業	小学生参加者数	21	18	13	中止	8
青少年フェスティバル	来場者数	約 22,000	約 23,000	約 23,000	中止	中止
青少年スポーツ大会	小学生参加者数	1,622	1,330	1,188	中止	中止
中学高校生の読書フォーラム	中学高校生発表者数	10	9	中止	82	9
成人式	対象者参加数	735	802	795	593	686

【資料:子ども育成課・社会教育課・アキシマエンシス管理課】

8)子ども・若者の参画

リーダー講習会を受講した中高生が中心となり地域で活動するリーダーズクラブの会員数は、年々減少傾向にあります。

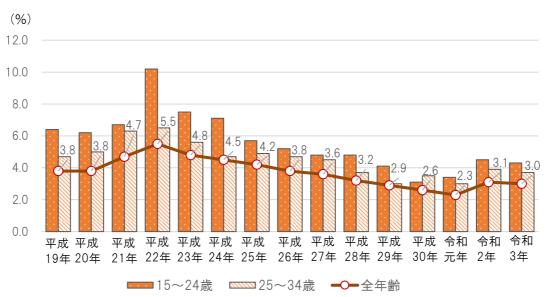
【子ども・若者が企画・運営に参画している活動】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
リーダーズクラブ	会員数	38	38	39	31	28
青少年フェスティバル実行委員会	委員数	40	28	33	中止	中止
中高生の読書フォーラム実行委員会	委員数	7	7	中止	設置なし	5
成人式実行委員会	委員数	5	5	7	8	8

【資料:子ども育成課・社会教育課・アキシマエンシス管理課】

9) 若者の就労など現在の状況

東京都の若者の失業率は、平成 20 (2008) 年のリーマンショック後、平成 22 (2010) 年を境に低下していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和 2 (2020) 年に増加しています。若者の失業率は、全年齢より高い状態にあります。



【完全失業率8の推移 年齢階層別(東京都)】

【資料:労働力調査】

また、全国の非正規雇用者の比率は、20~24 歳で平成25 (2013) 年から、25~29 歳で平成26 (2014) 年から低下しています。

(%) 37.9 40.0 37.5 37.5 37.3 37.2 36.7 36.7 35.2 35.0 30.0 25.0 20.0 15.0 平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 令和 令和 令和 24年 25年 26年 27年 28年 29年 30年 元年 2年

【非正規雇用者比率(全国)】

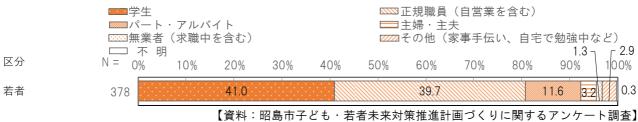
【資料:労働力調査】

15歳以上の働く意欲のある労働力人口のうち、無職で求職活動をしている人が占める割合。

⁸ 完全失業率

昭島市の若者の現在の状況については、「学生」が最も多く41.0%、次いで「正規職員(自営業を含む)」が39.7%、「パート・アルバイト」が11.6%となっています。

【若者の現在の状況】

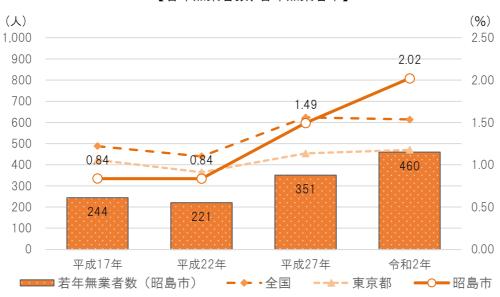


(2) 困難を抱えた子ども・若者の支援

1) ニート、ひきこもり

昭島市の若年無業者⁹の若者は、令和2(2020)年時点で460人、総人口に占める若年無業者数の割合は2.02%で、年々増加傾向にあります。

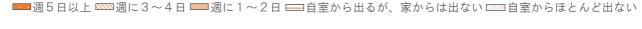
【若年無業者数、若年無業者率】

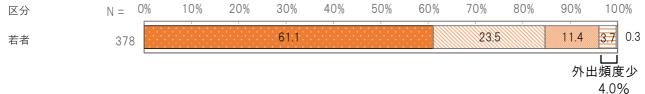


【資料:国勢調査】

また、昭島市の若者の外出頻度については、外出頻度少(「自室から出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」)が4.0%となっています。

【若者の外出頻度】





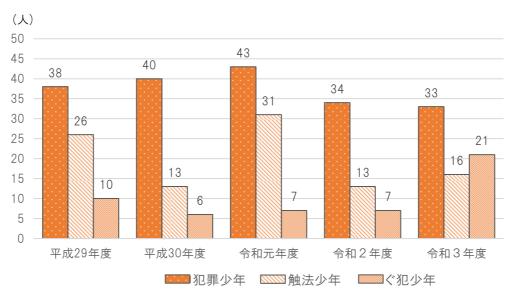
【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

⁹ 若年無業者

¹⁵歳から34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、就業を希望しているが求職活動をしていない者、又は就業を希望していない者。

2) 非行

ぐ犯少年は、令和 2 (2020) 年度まで 10 人以下で推移していましたが、令和 3 (2021) 年度は 21 人に増加しています。



【非行少年等の検挙・補導状況】

【資料:統計あきしま】

不良行為少年の補導人数は、令和 2 (2020) 年度に前年比で 200 人以上増えましたが、令和 3 (2021) 年度に 300 人程度減少しています。



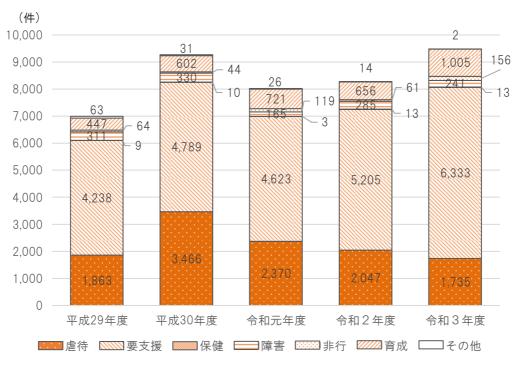
【不良行為少年の補導状況】

【資料:統計あきしま】

	区分	内 容
	犯罪少年	罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者
非行少年	触法少年	刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者
升11 夕 十	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、 罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者(19歳以下の者)
不良行為少年	年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為 をした者(19歳以下の者)

3) 虐待・不登校・いじめなど

子ども家庭支援センターでの相談状況は、要支援が最も多く、増加の傾向となっています。 次いで、虐待が多くなっています。



【子ども家庭支援センター相談内容】

【資料:子ども育成課】

教育相談室の相談状況では、不登校が増加しています。次いで、性格上の問題が多くなっています。また、令和3 (2021) 年度では相談件数が急増しています。

(人) 1.400 207 1,200 110 185 1,000 29 113 34 102 800 47 87 296 52 600 - 8 97 37 - 14 117 29 16 137// 268 - 8 - 17 400 4 150 35 21 13 - 12 158 21 180 16 496 200 4 278 281 190 10 165 11 0 令和元年度 平成29年度 平成30年度 令和2年度 令和3年度 **三三**不登校 **∭**いじめ **三**交友関係 ■性格上の問題 情緒不安定 **///**特別支援 **三三**進路相談 **三**学校教育 ⋘響家庭教育 ✓ その他

【教育相談室相談内容】

【資料:指導課】

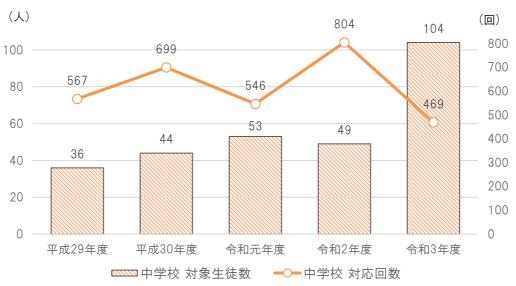
スクールカウンセラー¹⁰は、小中学校 19 校全校に配置しています。また、関係機関と連携し、様々な課題の支援を担うスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)¹¹の支援状況は、小中学校ともに令和3(2021)年度の対象児童・生徒数が最も多くなっています。

【スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)支援状況(小学生)】



【資料:指導課】

【スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)支援状況(中学生)】



【資料:指導課】

¹⁰ スクールカウンセラー

学校に配置され、生徒や教師の心のケアを行う人のこと。心の専門家として主に児童・生徒の心の問題を解決する ために配置されている。

¹¹ スクール・ソーシャル・ワーカー (SSW)

いじめ、不登校、暴力行為などの生活指導の課題に学校と関係諸機関が連携して、対応するコーディネーターとして、福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。

4)子どもの貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本の子どもの相対的貧困率12は、平成30(2018) 年時点で13.5%でした。前回平成27(2015)年の13.9%から大きな改善は見られず、子ども の貧困問題への対応は社会的な課題となっています。



【子どもの相対的貧困率】

【資料:国民生活基礎調查】

【資料:国民生活基礎調查】

日本のひとり親世帯の相対的貧困率は、平成24(2012)年の54.6%から、平成27(2015) 年に50.8%、平成30(2018)年に48.1%となり、ひとり親世帯の約半数において相対的貧困 率が高くなっています。



【ひとり親世帯の相対的貧困率】

※新基準とは、貧困線の算出に新たに自動車税等及び企業年金を追加したもの。

¹² 相対的貧困率

国民1人あたりの可処分所得(収入から税金、社会保険料を引いたもの)を高い順に並べ、その中央値の半分(貧 困線) に満たない人の割合。

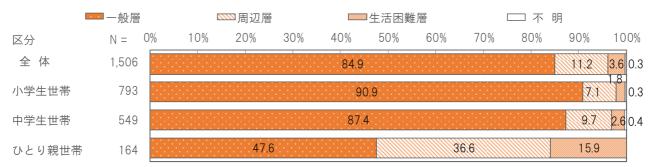
中学生世帯を対象とした「内閣府 子供の生活状況調査の分析(令和3年度)」と比較すると、昭島市の中学生世帯については、生活に困難を抱えると考えられる世帯は9.5%であり、内閣府数値の12.9%より低くなっています。

【内閣府調査との比較(等価世帯収入13)】



世帯収入等の経済面からの生活困難層とその周辺層の合計について、小学生世帯は8.9%、中学生世帯は12.3%、ひとり親世帯は52.5%となっています。

【世帯区分ごとの生活困難世帯】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

生活困難区分	内 容
一般層	下記以外の世帯
周辺層	①等価可処分所得 ¹⁴ が厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」による 2018 年の 貧困線「127 万」未満 ②家計の圧迫(食料、衣服、電気料金、ガス料金、水道料金が払えない状況) ①②のいずれかにあてはまる世帯
生活困難層	上記①②の両方にあてはまる世帯

世帯の収入を世帯人数の平方根で割って1人あたりの収入として調整したもの。

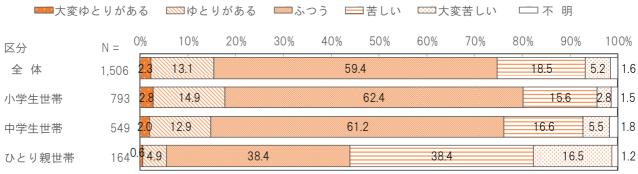
¹³ 等価世帯収入

¹⁴ 等価可処分所得

世帯の可処分所得(収入から税や社会保険料等を引いたもの)を世帯人員の平方根で割って 1 人あたりの所得として調整したもの。

現在の暮らしをどのように感じているかについて、ひとり親世帯では「苦しい」38.4%、「大変苦しい」16.5%となっています。

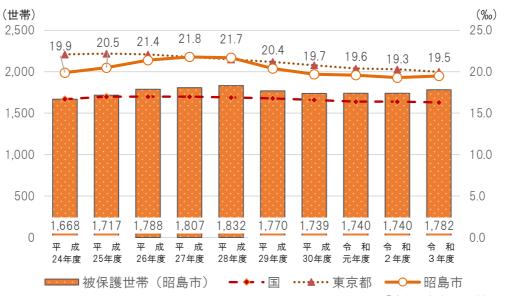
【現在の暮らしの状況】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

貧困の状況を表す参考指標として、生活保護を受けている世帯数(被保護世帯数)及び保護率を見ると、被生活保護世帯数は、平成28(2016)年度まで増加傾向にありましたが、その後は微減し、概ね横ばいの状態が続いています。

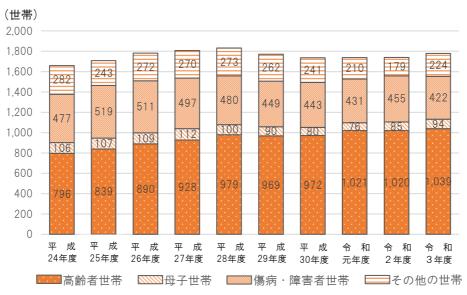
【被保護世帯数と保護率】



【資料:福祉行政統計 生活保護】

また、被保護世帯の世帯類型別で見ると、母子世帯数は平成28(2016)年度から令和元(2019) 年度までは減少傾向でしたが、令和2(2020)年度より増加傾向となっています。

【被保護世帯の世帯類型別推移】



【資料:生活福祉課】

就学援助費¹⁵受給者は、小学校では、令和元(2019)年度まで微減し、令和 2(2020)年で増加となっており、中学校では、令和 2(2020)年度まで微減となっています。令和 3(2021)年度は、小中学校ともに約 1 %程度減少しています。認定率は、小学生より中学生が高くなっています。

【就学援助費受給者数 小学校】



【資料:教育総務課】

【就学援助費受給者数 中学校】



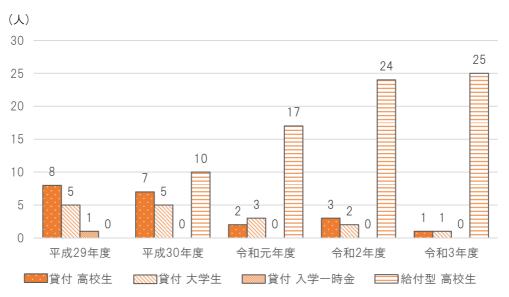
【資料:教育総務課】

¹⁵ 就学援助費

経済的な理由により児童・生徒の小中学校(義務教育)への就学が困難な家庭に対し、学校給食費や学用品費などの費用の一部を援助する制度。

奨学金利用者のうち貸付は減少傾向にあり、給付型は令和2(2020)年度に24人、令和3(2021)年度に25人で微増傾向にあります。給付型は平成30(2018)年度から令和3(2021)年度の4年間で計76人が利用しています。

【奨学金利用者数】

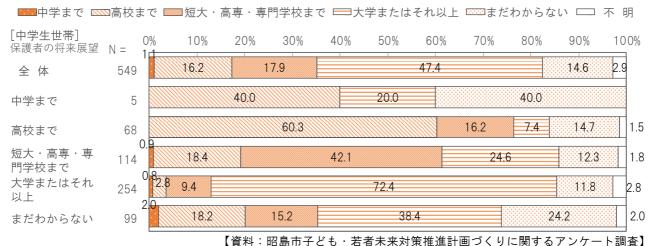


【資料:教育総務課】

中学生世帯の子どもは、保護者の希望を超える進学希望を持っています。子どもの将来の進学について、保護者が高校までと考えている一方では、子どもの 23.6%は短大・高専・専門学校以上へ進学を希望しており、保護者が短大・高専・専門学校までと考えている一方では、子どもの 24.6%は大学又はそれ以上へ進学を希望しています。

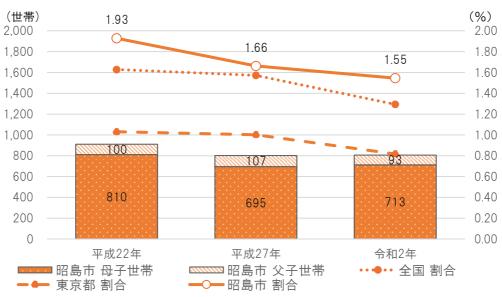
【保護者が考える子どもの将来展望ごとの子どもの進学希望(中学生世帯)】

子どもの進学希望



ひとり親家庭は、令和2 (2020) 年の国勢調査によると、20 歳未満の子どものいるひとり親世帯が806 世帯(母子世帯713 世帯、父子世帯93 世帯)となっており、前回調査時より母子世帯数は増加したものの、父子世帯は減少しています。全世帯数に占める割合は、全国、東京都に比べて高くなっています。

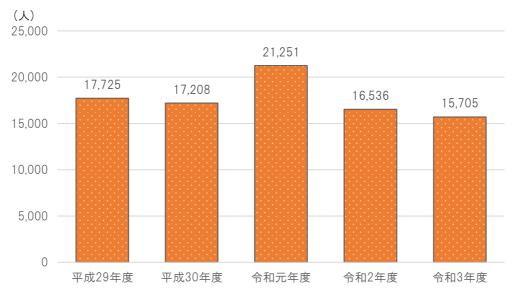
【ひとり親世帯数と全世帯数に占める割合の推移】



【資料:国勢調査】

児童扶養手当16支給児童数は、令和元 (2019) 年度のみ 21,000 人を超えています。

【児童扶養手当支給 延べ児童数】



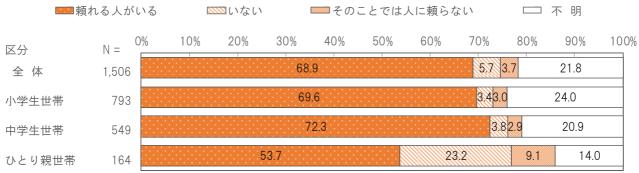
【資料:子ども子育て支援課】

¹⁶ 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、父母の離婚などにより父又は母がいない児童を養育している方に支給する手当。

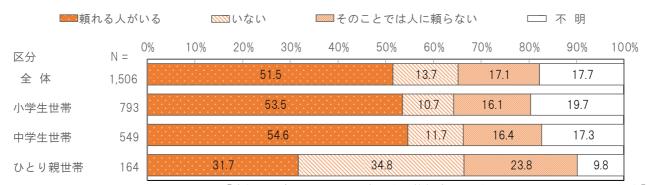
保護者に頼れる人が「いない」と答えた人の割合について、ひとり親世帯では、重要な事柄の相談は23.2%、いざというときのお金の援助34.8%と小中学校世帯より高くなっています。

【世帯区分ごとの保護者の重要な事柄の相談】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

【世帯区分ごとの保護者のいざというときのお金の援助】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

5)相談の状況と相談先

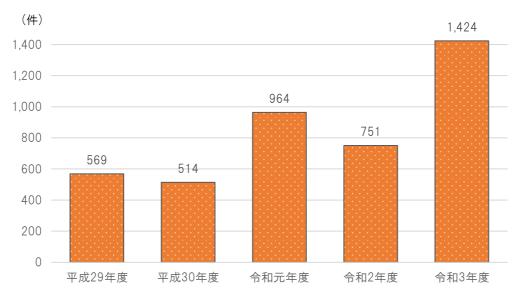
過去5年間の子ども家庭支援センターや教育相談室の相談件数は、令和3 (2021) 年度が最 も多くなっています。

【子ども家庭支援センター相談件数】



【資料:子ども育成課】

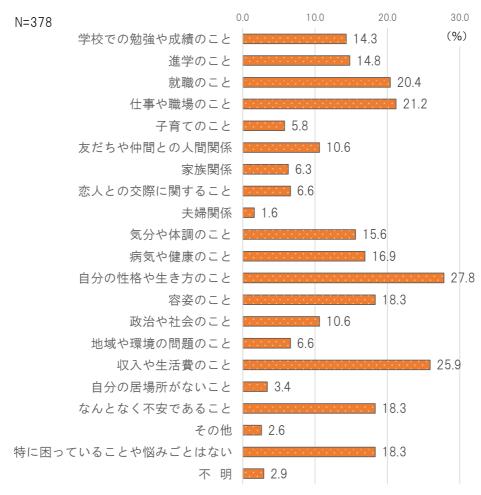
【教育相談室相談件数】



【資料:指導課】

若者の悩んでいることについては、全体で見ると「自分の性格や生き方のこと」が 27.8%、「収入や生活費のこと」が 25.9%、「仕事や職場のこと」が 21.2%と続いています。

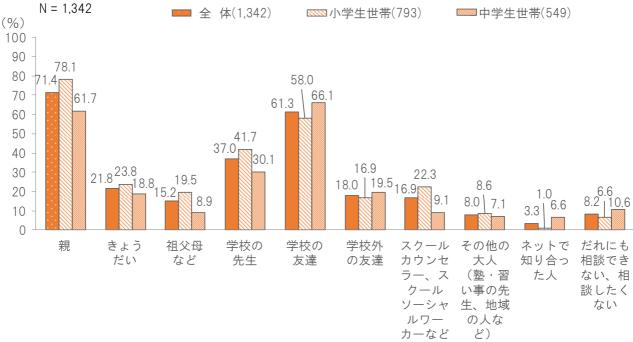
【困っていることや悩んでいること(若者)】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

中学生は親や祖父母、学校の先生、スクールカウンセラーへの相談が少なく、誰にも相談できない、しないが多い結果となっています。

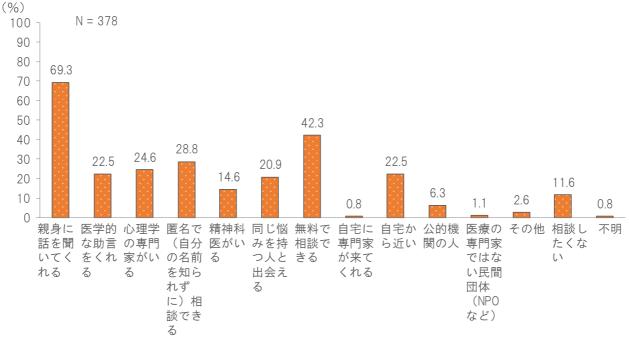
【悩みや不安があるときの相談先】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

若者にとって、困っていることや悩みごとがある時に希望する相談先として、「親身に話を聞いてくれる」が 69.3%、「無料で相談できる」が 42.3%、「匿名で(自分の名前を知られずに)相談できる」が 28.8%と続いており、困りごとや悩みごとがある時は、気軽に相談できることを望む傾向にあります。

【若者の希望する相談先】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

(3)子ども・若者の成長を支える環境づくり

1)子ども・若者の居場所

放課後子ども教室は、全校で実施しています。実施状況について、令和2(2020)年度は、 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催日数、登録児童者数も減少しましたが、令和3 (2021) 年度は、開催日数は減少したものの、登録児童者数が前年比 300 人程度増加してい ます。

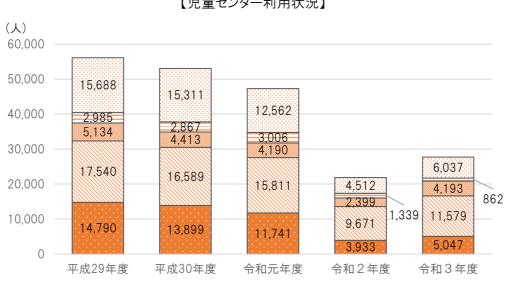


【放課後子ども教室実施状況】

【資料:子ども育成課】

子どもや若者が過ごす場所として、児童センターや青少年交流センターがあります。

児童センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2(2020) 年度を境に半減しましたが、令和3(2021)年度は増加しており、特に中学生では新型コロナ ウイルス感染症拡大前の利用数に戻っています。



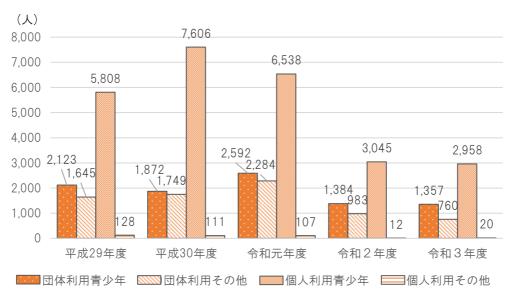
【児童センター利用状況】

【資料:子ども育成課】

■■■未就学児 ■■中学生 ■■高校生 ● その他(保護者等)

青少年交流センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 (2020) 年度を境に半減し、減少しています。

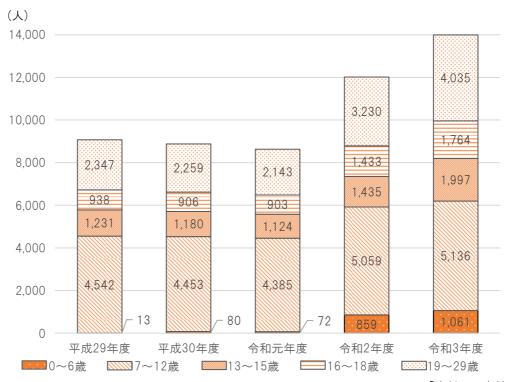
【青少年交流センターの利用状況】



【資料:子ども育成課】

市民図書館の利用状況は、令和2(2020)年度に新図書館が開館し、学習室などを新設したことなどから、登録者数が増加しました。

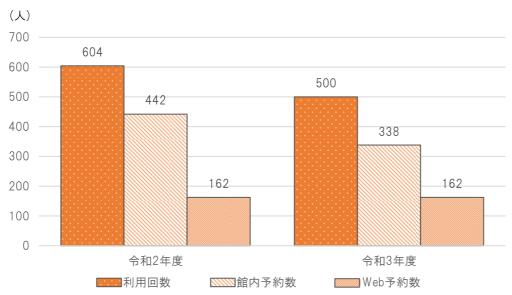
【市民図書館の利用状況】



【資料:図書館事業報告書】

子ども・若者自身が主体的に学べるようティーンズ世代に特化した図書や資料を集め、学習 しやすい環境を整えたティーンズ学習室も利用されています。

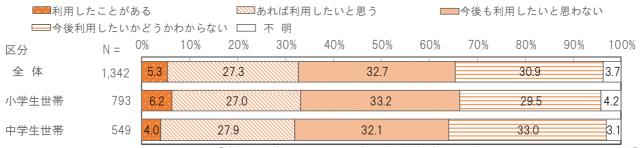
【市民図書館 ティーンズ学習室の利用状況】



【資料:図書館事業報告書】

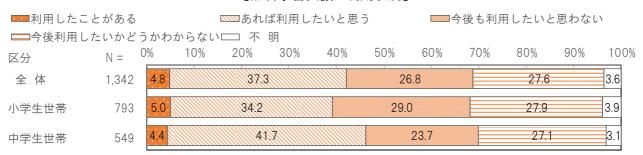
子ども食堂については「あれば利用したい」が、小学生で27.0%、中学生で27.9%となっています。また、勉強を無料でみてくれる場所については「あれば利用したい」は、小学生で34.2%、中学生で41.7%となっています。

【子ども食堂の利用状況】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

【無料学習支援の利用状況】

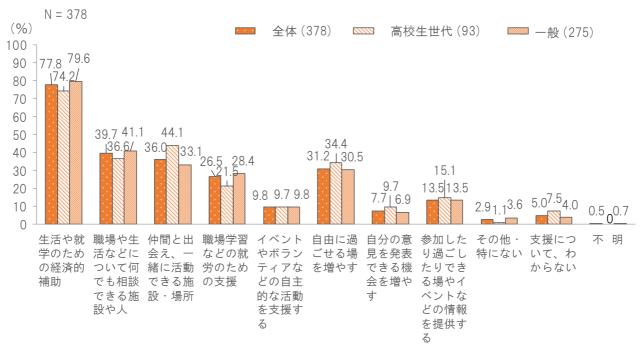


【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

2) 希望する支援

社会生活や日常生活が送れない時に希望する支援は、経済的な補助や相談できる施設や人、 仲間と一緒に活動できる施設を求める傾向があります。

【若者が希望する支援】



【資料:昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

3 子ども・若者を取り巻く昭島市の課題

(1)子ども・若者の希望ある社会的自立に向けた健やかな成長

社会の変化が速いこれからの時代を生きる子ども・若者が健やかに成長し、夢や希望を持って社会的に自立し、生き抜く力をつけるためには、基本的な生活習慣を身につけ、学力・体力を向上させることのほか、コミュニケーション能力や、社会の一員として社会のルールを守ること、社会形成に参画する意識を育成することが必要です。そのためには、自己肯定感じを含む互いの違いを認め合い、支え合いながら、自身の成長がよりよい社会の形成につながっていると感じることができる自己有用感¹⁸を育むことが大切です。

昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査では、柔軟で豊かな感性や国際性、ボランティア活動や社会貢献への意欲がある一方で、自分が役に立たないと感じる子ども・若者の割合が6割を超えています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、外出自粛などにより閉塞感が高まり、多様な人と直接つながる機会が減った一方で、夜ふかしやインターネットの使用時間が増えています。コロナ禍をはじめ、不安定な雇用、経済・社会情勢などから、将来への不安を感じ、将来に明るい希望が持てず、その相談先を求める傾向もみられます。

子ども・若者が自己肯定感を高め、夢や希望を持って安心して成長していくためには、家庭、 学校、地域の時代のニーズに合った柔軟な教育力の充実や、成長の糧となる生活体験・自然体 験の機会を増加させることにより、自己有用感を高め、人や社会とつながる力を育てる必要が あります。

••• 課題 •••

- ①基本的な生活習慣を大切にし、健康を維持して体力をつけ、健やかに成長すること。
- ②人と関わる機会を多く持ち、コミュニケーション能力をつけ、豊かな人間関係を作ること。
- ③一人一人の違いを認め合い、支え合うこと。
- ④社会のルールを身につけ、様々な危険から身を守り、安全で安心した生活が送れること。
- ⑤自己肯定感を高めること。
- ⑥ボランティア活動や社会貢献の機会に参加し、自己有用感を高めること。
- ⑦困ったことや悩みを抱えず、SOSを発し、相談する力をつけること。
- ⑧多様な体験活動の機会に出会えること。

他人の役に立った、他人に喜んでもらえたなどと思える感情。

¹⁷ 自己肯定感

自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

¹⁸ 自己有用感

(2) 子ども・若者やその家庭を含めた支援

一人一人の子ども・若者が社会的に自立し、円滑に社会生活を営み、いきいきと活躍できる 社会を実現するためには、すべての子ども・若者の成長及び発達を応援し、困難を抱えている 子ども・若者がその置かれている状況を自身の力で乗り越えていけるよう支援していくことが 必要です。

子ども・若者の困難や課題の背景には、育った家庭が抱えている問題が影響している場合や、困難に陥った子ども・若者を支える家族がともに困難に陥ってしまう場合などがあります。また、子どもの進学について、子どもと保護者の希望が違うなど、家庭状況が子どもの自立に悪影響を及ぼしている状況もみられます。特に、ひとり親家庭などでは、仕事や家事、育児を一人で担うことが多い中、安心して社会生活が送れるよう、それぞれの家庭の状況に合わせた支援が必要です。

困難な問題を抱える家庭が世代を超えて負の連鎖となることを断ち切るためには、学齢期から将来の仕事への意識を高め、学ぶ意欲を持ち、自分の将来の夢や希望を持てるよう、子ども・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題を見通した支援を行っていくことが重要です。社会全体で見守る意識を持ち、支援の存在を知らない家庭に対しては、食生活など健康への配慮や家庭学習など、子どもの身近なことに関することから家庭に関わり、抱えている困難への支援につなげる視点も重要です。

子ども・若者や、その家庭が持つ困難には、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど、多様な問題があります。昭島市では、スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)支援を全校で実施するなど、困難に合わせた支援体制を構築してきました。しかし、小学生に比べて誰にも相談しない中学生が多く存在しており、困っている子ども・若者やその家族が、気軽に相談でき、複雑化している困難に一体的・重層的に対応できる体制づくりが求められています。

••• 課題 •••

- ⑨ひとり親家庭など、仕事や家事、育児を一人で担う家庭への支援
- ⑩子ども・若者の意思を大切にし、将来の夢や希望につながる支援
- ⑪子ども・若者や家庭が親身に相談できる・相談しやすい環境づくり
- ②複雑化している困難に一体的・重層的に対応できる体制づくり
- ③支援の存在を知らない子ども・若者や家庭への支援情報の提供

(3) 子ども・若者の成長を見守り支える環境づくり

子ども・若者は、様々な人との関わりの中で成長し、社会性が育まれます。家庭の孤立化が 進む今、子ども・若者やその家族を社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。

昭島市では、福祉、教育、就労など、様々な分野で支援を実施していますが、コロナ禍により、特に中高生の公共施設の利用が減少しました。一方で子ども食堂や無料で勉強を見てくれる場所(学習支援)など、子どもたちの居場所を求める傾向もみられます。

子ども・若者の抱える困難や課題には、複合的な要因や背景があることを十分理解した上で、 複数の支援機関等が連携・協働して、子ども・若者やその家庭を見守り、関わり、悩みや課題 をすみやかに察知し、支援できる環境が求められます。

・・・ 課題・・・

- ⑭子ども・若者の安心できる居場所づくり
- ⑤複数の支援機関などが連携・協働して支援できる環境づくり
- ⑥子ども・若者やその家族を地域全体で見守り支えていく意識づくり

第3章

基本理念・施策の方針・計画の体系

子ども・若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報化社会の急速な普及・発展、国際化の進展など目まぐるしく社会が変化する中、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑で多様な問題を抱える状況となっています。また、昨今のコロナ禍もあって、子ども・若者の不安が高まっています。こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念及び施策の方針を以下のとおりとします。

1 基本理念

すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、 自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島

2 施策の方針

基本方針1 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分の力で創造的に未来を切り拓いていくために夢や希望を持ってチャレンジすることを応援します。

【対応する課題】 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ (P40第2章3(1)参照)

基本方針2 子ども・若者やその家族の支援

すべての子ども・若者が社会的自立に向けて、困難や課題を抱え込むことなく安心して成長 していけるよう、その家族を含め、誰一人取り残さない支援をします。

【対応する課題】 9 ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ (P41 第2章3(2)参照)

基本方針3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援

子ども・若者やその家族を地域全体で見守り支える意識づくりを推進する中で、地域における多様な担い手を支援するとともに、各支援機関などが連携・協働して子ども・若者の成長を支えます。

【対応する課題】 ⑭ ⑮ (P42 第2章3(3)参照)

基本方針4 子どもの貧困対策

貧困状態にある子どもに気づき、教育、生活、保護者の就労、経済的支援など必要な支援に つなげるよう取り組みます。

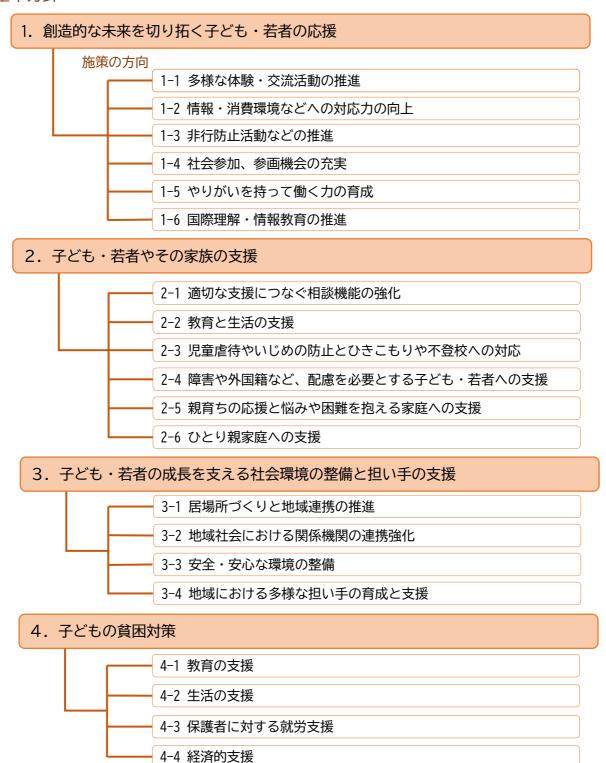
【対応する課題】 ⑨ ⑩ ⑪ (P41 第2章3 (2)参照)

3 計画の体系

基本理念

すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、 自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島

基本方針



第 4 章 施策の展開

基本方針 **1**

創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

1-1 多様な体験・交流活動の推進

子ども・若者が健やかに成長し、創造的な未来を切り拓いていくことができるよう、多様な体験・ 交流活動を通して、達成感や自己有用感を得ながら自己肯定感を育み、自ら学び行動する力の向上 につながる取組を実施します。また、急激に変化する社会の中で、その一員としての自立心を持ち、 多様な人々と協働して、社会に参画できる力の育成を支援します。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業No.	事業内容		
1-1-1 (3-1-6)	学習室における学習環境の提供	社会教育課 アキシマエンシス管理課	
	市立会館や市民図書館の学習室において、個人学習やグ 提供します。	ループ学習ができる環境を	
1.1.2	市民図書館施設の充実	アキシマエンシス管理課	
1-1-2 (3-1-7)	誰にでもやさしい施設・設備や幅広い資料収集による蔵書の充実に努めるとともに、 ティーンズコーナーにおいては、中学高校生の調べ学習などができる環境を提供し ます。		
	中学高校生の読書フォーラム	アキシマエンシス管理課	
1-1-3	高校生による企画実行委員会により、読書の大切さ、楽 した読書フォーラムを実施します。	しさを考えることを目的と	
1.1.4	小学生国内交流事業の実施	子ども育成課	
1-1-4	子どもたちが他の都市の子どもたちと交歓、交流し、ふれあいを深めるとともに社 会性豊かな人間性を育むことを目的に実施します。		
1-1-5	青少年とともにあゆむ地区委員会の支援	子ども育成課	
(3-4-1)	様々なイベントを通して、青少年と大人が地域の中で交流し、協力し連帯する心を 学ぶ機会となる青少年とともにあゆむ地区委員会の活動を支援します。		
	青少年リーダー育成事業の推進	子ども育成課	
1-1-6 (1-4-2 · 3-4-5)	小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を 受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。		
1-1-7	児童センターなどにおける交流の場・体験活動の提供	子ども育成課	
(3-1-1)	自由に遊び、体験することで自主性・社会性・創造性を高めることができるよう子 どもたちのニーズに合わせて活用できる居場所を提供します。		
1.1.0	各種スポーツ教室の開催	スポーツ振興課	
1-1-8	子ども・若者の健康維持・増進を図るため、サッカー教室、ダンス教室、テニス教 室などのスポーツ・レクリエーション活動を行い、健やかな成長を支援します。		
	競技スポーツ大会の充実	スポーツ振興課	
1-1-9	「市民体育大会」、「新春駅伝競走大会」などの競技大会の充実を図り、スポーツを 楽しむ環境づくり及びトップアスリートの育成・支援を推進します。		
1-1-10	親子ふれあいスポーツデーの開催	スポーツ振興課	
	親子で一緒にスポーツやレクリエーションを楽しみふれま	sえる場づくりを推進します。	

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業№	事業内容		
1-1-11	障害のある人がスポーツをする機会の充実	スポーツ振興課	
(2-4-9)	パラリンピック正式種目であった「ボッチャ」の体験会 のある人とない人が交流を図る機会の充実を図ります。	や大会などを開催し、障害	
	市民講座の開催	市民会館・公民館	
1-1-12	様々な生活や社会課題などをテーマとし、市民自らが考え学習する場として、各種セミナーを開催します。また、市内の企業・活動団体などと連携し、夏・冬・春休みの期間に子ども向け体験教室を開催し、文化・ 芸術に触れ、学べる機会を提供します。		
1-1-13	障害のある青年の交流講座	市民会館・公民館	
(2-4-10)	障害のある青年たちが健全な青年たちとともに活動し、交流を深め、共生できる社 会の実現のため、交流講座の開催により多様な機会の提供と支援に努めます。		
	小学校連合音楽会の開催	指導課	
1-1-14	子どもたちが、音楽会での演奏を経験するとともに、他校の演奏にも触れることにより、音楽表現の喜びを味わい、音楽活動への意欲を高められるようにするために、 小学校6年生による連合音楽会を開催します。		
	小学校展覧会の開催	指導課	
1-1-15	子どもたちが、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせたり、作り出す喜びを 味わったりすることにより豊かな情操を育めるようにするために、小学校展覧会を 開催します。		
1 1 1/	中学校合唱コンクールの実施	指導課	
1-1-16	協力してひとつのものを作り上げることの大切さを学ば 通して豊かな情操を育成するために、合唱コンクールを		
1-1-17	市内芸術家公募展・未来の芸術家の卵展の開催	企画政策課	
	市内在住の芸術家から公募した作品(絵画・陶芸・写真 来の芸術家として期待される小中学生が授業で取り組ん		

1-2 情報・消費環境などへの対応力の向上

情報化社会の進展により、多様な人々とのコミュニケーションや必要な知識・情報の収集が可能となり、子ども・若者が過ごす「場」ともなっているインターネット空間などの存在が大きくなっている一方で、有害情報の氾濫、匿名による誹謗中傷、消費者被害、性被害などの負の部分も存在します。子ども・若者自身が危険を予測し、犯罪被害を回避する力を育成するため、セーフティ教室の実施やあらゆる暴力防止の啓発などに取り組みます。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業No.	事業内容		
1-2-1	消費者教育の推進	生活コミュニティ課	
	消費者被害防止に向けた啓発や、消費者被害に関する相	談を行います。	
1.0.0	情報モラル教育の推進	指導課	
1-2-2	子どもたちが、情報化社会での行動に責任を持ち、犯罪 情報を安全に利用できる力を身につけるために、情報モ		
1.0.0	デートDV・JKビジネスなどの防止啓発	女性活躍支援担当課	
1-2-3	講座・学習会の実施や広報(刊行物・ホームページ)などで、若年層を対象にデートDVやJKビジネスなどの防止啓発に努めます。		
	ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進	秘書課 女性活躍支援担当課	
1-2-4	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメント・暴力の 防止に向けて、講座・学習会の実施や広報(刊行物・ホームページ)などで啓発、 情報提供を進めます。		
1-2-5	性暴力・ストーカー被害等暴力防止の広報・啓発	秘書課 女性活躍支援担当課	
	女性に対する暴力をなくす運動週間などでのキャンペー ストーカー行為、虐待などあらゆる暴力を防止するため		
1-2-6	セーフティ教室の実施	指導課	
	子どもたちが、SNSに関わる犯罪、薬物乱用など様々 うにするために、学校、家庭、地域が連携し、セーフテ		

1-3 非行防止活動などの推進

人と人とのコミュニケーションを大切にし、警察や学校、地域の様々な関係機関・団体と連携・協力しながら、子ども・若者の非行の未然防止、早期発見・早期対応につながる活動を推進します。 また、薬物に関する正しい知識・情報を周知する活動を支援し、薬物乱用防止対策を推進します。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業№	事業内容		
	社会を明るくする運動	福祉総務課	
1-3-1	犯罪や非行の防止に努め、犯罪のない地域社会を築くた 生作文コンテストなどを通して「社会を明るくする運動		
	薬物乱用防止活動及び薬物乱用防止教室の実施	健康課 指導課	
1-3-2	昭島市薬物乱用防止推進協議会の活動を支援し、薬物乱用防止運動を推進します。 また、子どもたちに対し、薬物に対する正しい知識を与え、薬物乱用が健康や社会 に及ぼす影響などを理解させるとともに、自己の生き方を考え、正しい行動選択が できるようにするために薬物乱用防止教室を実施します。		
	非行防止の啓発及び非行防止活動の支援	子ども育成課	
1-3-3	「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発を行います。また、青少年の 非行を誘発しやすい大型店舗、ゲームセンター、カラオケボックスなどに対し、非 行防止の協力依頼やパトロールなどを実施する市民活動を支援します。		
	あいさつ運動の推進	子ども育成課	
1-3-4	人と人とのコミュニケーションを深め「ふれあいと思い 目指し、生活の基本である「あいさつ」を家庭、学校、 進します。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	青少年健全育成協力店の指定	子ども育成課	
1-3-5	青少年が日常的に利用する店舗において「青少年健全育成協力店」として、非行防 止に配慮した営業を通して地域の青少年健全育成活動の協力を依頼します。		
1-3-6 (3-2-4)	青少年補導連絡会の支援	子ども育成課	
	各中学校地区において児童生徒の保護育成活動を実施す を支援します。	る青少年補導連絡会の活動	

1-4 社会参加、参画機会の充実

子ども・若者が、社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚や主体的に行動する力を身につけることができるよう、社会体験や社会参加、意見の表明、仲間との交流や協働ができる取組を推進します。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業№.	事業内容		
	夏休み体験ボランティア事業の実施	福祉総務課(社会福祉協議会)	
1-4-1	小中学生がボランティア活動を体験し、子ども達の奉付 を図るため、社会福祉協議会が実施するボランティア事		
	青少年リーダー育成事業の推進	子ども育成課	
1-4-2 (1-1-6 · 3-4-5)	小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。		
	子どもの主張意見文コンクールの開催	指導課	
1-4-3	「青少年とともにあゆむ都市宣言」に基づき、未来の昭 な主張や意見を発表する意見文コンクールを開催します		
	青少年善行表彰の実施	子ども育成課	
1-4-4	青少年の善い行いや健全育成の協力者を表彰し、より良い地域社会づくりを推進し ます。		
	はたちのつどい~20celebration~の開催	社会教育課	
1-4-5	20 歳の節目を迎えた青年で設立された実行委員会が企画・運営し、祝い、交流できる場を提供します。		
	青少年フェスティバルの実施	子ども育成課	
1-4-6	1-4-6 青少年の自立と社会参加への契機として、青少年自らの知恵と行動力を発 察、企画、参加することで地域との交流・ふれあいの場とするイベントを実施		
	ポスターコンクール・選挙体験・出前授業の実施	選挙管理委員会事務局	
1-4-7 明るい選挙啓発ポスターコンクールや青少年フェスティバルなど校での出前授業を通し、小中学生や高校生の選挙への関心や主権およりの意識を高めます。			
1-4-8	人権パネル展の実施	秘書課	
	人権尊重の大切さや豊かな人権感覚を身につけることを 校の「人権の花」運動、小中学生による「人権標語」、小 生による「人権作文コンテスト」入賞作品を展示します	\中学校の人権の取組、中学	

1-5 やりがいを持って働く力の育成

子ども・若者の就労による社会的自立を目指し、職場体験やインターンシップなどにより、勤労 観や職業観、社会の一員としての自覚を養い、やりがいを持って働く力を育成します。また、就労 相談を充実させ、困難な状況にある若者の就労を支援します。

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業№	事業内容	
	職場体験の充実及び職場体験受入れ事業所の確保・拡大	指導課
1-5-1	中学校2年生を対象に職場体験を実施し、働くことの意義について理解を深めさせ、 勤労観・職業観を育成するとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育て ます。小学校についても職場体験を拡げます。また、子どもたちに幅広い選択肢の 中から自分の将来の夢に近い事業所や興味のある事業所で働くことを体験させ、望 ましい勤労観・職業観を育成します。そのために中学生職場体験の受入れ事業所の 確保に努めます。	
	キャリア・パスポートの活用	指導課
1-5-2 (2-2-2)	子どもたちが、学習や生活の見通しを立て、学んだこと 学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考え や学期末にキャリア・パスポート(昭島市版キャリアア 行います。	たりするために、学年初め
	インターンシップの実施	職員課
1-5-3	大学生などを対象に、市の業務を体験することにより、 市政に対する理解を深めます。	学生の就業意識の向上及び
	あきしま就職情報室における支援	産業活性課
1-5-4	国と市が共同運営する地域密着型のハローワーク「あき 専門の職員が就職についての相談や紹介などの支援を行	
	ハローワーク等と連携したミニ就職面接会	産業活性課
1-5-5	ハローワークや東京しごとセンター多摩と共催したミ ど、企業と就職希望者のマッチングを行って就労につな	

1-6 国際理解・情報教育の推進

今後の大きな社会変化に対応する人材を育成するため、英語などによるコミュニケーション能力を培うとともに、1人1台のICTを活かした個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業№.	事業内容		
	中学生海外交流事業の実施	教育総務課 指導課	
1-6-1	オーストラリア(パース)にある学校との相互交流を通して、子どもたちの国際的 視野を広げます。新型コロナウイルス感染症の影響で、直接の往来が困難な状況を 踏まえ、タブレット端末等ICT機器を用いてオンラインでの交流を行います。		
	中学生英語スピーチコンテストの実施	指導課	
1-6-2	英語による中学生の主張・発表の機会を通して、積極的に英語を使ったコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。		
	英語村を活用した実践的活動の充実	指導課	
1-6-3	外国とほぼ同様の環境で英語学習を行う英語村(立川市)の施設を活用し、授業で 習得した英語力を実際の場面で使うことにより、英語を学ぶ楽しさと必要性を体験 させ、英語学習の意欲向上につなげます。		
	理数教育における各学校の取組の推進	指導課	
1-6-4	理科、算数科・数学科における知識・技術を身につけ、それらを活用して、日常生活における様々な科学的事象や未知の課題を探究する学習や、自ら研究した成果を発表する取組を推進します。		
	タブレット端末活用の推進	指導課	
1-6-5	GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末 T活用マニュアル」に基づき、誰一人取り残すことなく 学びを推進します。		
1-6-6	情報活用能力の推進	指導課	
	タブレット端末や図書館を利用した学習を通して、子と 情報活用能力の育成を図ります。	さたちの発達段階に応じて	
	プログラミング教育の推進	指導課	
1-6-7	子どもたちがプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を推進します。		

基本方針 **2**

子ども・若者やその家族の支援

2-1 適切な支援につなぐ相談機能の強化

子ども・若者の多様な悩みに対応するため、身近で気軽に相談できる体制の充実を図り、支援に関する情報が必要とする人に届くよう周知するとともに、相談者を適切な関係機関につなげることができるよう、対応力の向上と連携強化を図ります。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業No.	事業内容		
	青少年や若者のための相談支援窓口の周知	子ども育成課	
2-1-1	インターネットトラブル、ひきこもり、ヤングケアラー の様々な悩みに対する「若ナビα」などの相談窓口の周		
	子どもの状況に応じた教育・発達相談と連携及び支援	子ども育成課 指導課	
2-1-2	18 歳までの子どもに関する教育や発達の悩みなどに関する相談を臨床心理士やスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)などの専門相談員が相談内容に応じて、関係機関と連携し支援します。		
	教育相談体制の充実	指導課	
2-1-3 (4-1-5)	特別な支援の必要性や不登校などの悩みを抱える子ども 援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同 談体制の充実を図ります。		
	自立相談支援機関(くらし・しごとサポートセンター) における生活・就労相談	福祉総務課	
2-1-4 (2-5-7 · 4-3-6)	失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労 かつ具体的な支援を行います。		
	男女共同参画センターにおける悩みごと相談	女性活躍支援担当課	
2-1-5	一人一人の生き方を応援する視点に立ち、直面する困難やDVなど、様々な問題の 相談に応じます。		
	こころといのちの相談	健康課	
2-1-6	こころの不調、悩みごとの相談に応じるとともに、生きづらさの相談やSNSでの 専門相談を行う関係機関の周知に努めます。		
	親と子・思春期の健康相談体制の充実	健康課	
2-1-7	親と子の健康について、医師や保健所と連携し、気軽に相談できる体制の充実に努めます。また、思春期の心と体の問題などについて相談体制の確立に努めます。		
2-1-8	子ども相談「AKISHIMA キッズナ―」	子ども育成課	
	学校・家族のことなどで悩みを抱える子どもの相談に応	じます。	
	女性・男性のためのカウンセリング	女性活躍支援担当課	
2-1-9	夫婦や親子の問題、DVやセクシャルハラスメント、生 しの中で抱えるさまざまな悩みについて、専門のカウン		
	ゲートキーパー初期研修	健康課	
2-1-10	自殺リスクのある人のSOSに気づき、適切な相談機関 パーの養成研修を実施します。	につなぐためのゲートキー	

2-2 教育と生活の支援

学ぶ意欲があっても、家庭の経済的な事情などで叶わない子ども・若者のための学びの機会の確保や、子ども・若者の居場所を兼ねた学びの場を提供するとともに、将来のキャリア形成を見据えた学びを支援します。家庭の様々な事情により、生活環境が整っていない子ども・若者の暮らしを地域全体で支援します。

事業No.	事業名	担当課	
()内は再掲事業No.	事業内容		
2-2-1	子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課	
(3-1-4 • 4-1-1 • 4-2-4)	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を 提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。		
	キャリア・パスポートの活用	指導課	
2-2-2 (1-5-2)	子どもたちが、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするために、学年初めや学期末にキャリア・パスポート(昭島市版キャリアアルバム)を活用した指導を行います。		
2-2-3	土曜日・放課後補習の実施	指導課	
(4-1-7)	学校と教育委員会が連携して、土曜日や放課後などに子 て補習を行い、確かな学力の定着を図ります。	どもたちの学習状況に応じ	
2-2-4	放課後子ども教室の開催	子ども育成課	
(3-1-3)	放課後などに子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の 子どもや地域指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。		
2-2-5	子ども食堂推進事業	子ども育成課	
(3-1-2 • 4-2-5)	子どもや保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを網 団体の活動を支援します。	続する取組を実施する民間	

2-3 児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応

学校内外での相談や、不登校の悩みを抱える子どもたちと保護者への支援に向けて相談体制を整備するとともに、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となっていじめの防止に向けて取り組みます。ひきこもりの状態やヤングケアラーについては、一人一人の状況に応じた適切な支援につながるよう幅広い情報の提供などに取り組みます。また、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待防止に取り組みます。

事業No.	事業名	担当課	
事業NO. ()内は再掲事業No.	事業内容		
	教育支援室の指導体制と指導内容の充実	指導課	
2-3-1	教育支援室における指導体制と指導内容を充実させ、不登校及び不登校傾向に 子どもたちの課題にきめ細かく対応するとともに、社会的自立に向けた支援を ます。		
	スクールカウンセラーの全校配置	指導課	
2-3-2 (4-1-3)	いじめや不登校、暴力などの問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係 などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウ ンセラーを配置します。		
	スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)の派遣	指導課	
2-3-3 (4-1-4)	教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について、関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。		
	いじめ問題対策委員会及びいじめ問題防止会議の開催	指導課	
2-3-4	昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき設置し、昭島市の基本的ないじなどのための調査や研究、効果のある対策を検討するために専門的な立場かを行い、昭島市のいじめ問題対策に取り組みます。また、いじめは許されなう意識啓発活動、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組、関係機関との連携などについて協議し、いじめ防止に向けた取組を推進します。		
2-3-5	生活困窮者支援調整会議における関係機関の連携	福祉総務課	
(3-2-1)	生活困窮者など支援が必要な方や家庭に対して、関係機関が連携して効果的かつ包 括的な支援を行います。		
	ひきこもりなどに関する支援	福祉総務課	
2-3-6	ひきこもりなどで悩んでいる当事者の方や家族、関係機 者や家族の状況やニーズに基づいた支援方法を検討し、 加への支援に努めます。また、支援に必要な情報の提供	関係機関と連携して社会参	
	ヤングケアラーに関する支援	子ども育成課	
2-3-7	ヤングケアラーに関する周知を図るとともに、家族の問題を抱え、生活に支障をき たしている子ども・若者への支援に必要な情報の提供を進めます。		
2-3-8	要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携	子ども育成課	
(3-2-2)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童に対して、関係機関が連携して効果的な対 応を行います。		
2-3-9	児童虐待防止に関する周知啓発	子ども育成課	
	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた周知啓発を行います。		
2-3-10	合同学校相談会への協力・周知	子ども育成課	
(4-1-8)	不登校などの課題を抱え、進路に悩む小中学生や保護者 内をする合同学校相談会(立川市主催)の開催に協力し		

2-4 障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援

特別な支援を必要とする子ども・若者が地域で安心して自立した生活を送ることができ、障害の有無や国籍に関わらず、共生できる社会の実現のため、地域における相互理解を進めるとともに交流の機会を大切にし、生活・教育・就労など個々の状況に応じた適切かつ効果的な支援に取り組みます。

事業No.	事業名	担当課	
・ ウストリング () 内は再掲事業No.	事業内容		
	子育てサポートファイル・学校生活支援シートの活用	子ども育成課 指導課	
2-4-1	ライフステージの変わり目などに切れ目のない適切な支援及び必要な支援を行うため、これまでの発達の様子や支援の内容を記録し、関係機関の情報共有、連携に努めます。		
	特別支援教育の推進	指導課	
2-4-2	発達障害を含めた特別な支援を必要とする子どもをトーー人の教育ニーズを把握してもてる力を高め、生活や学ながる取組を進めます。		
	日本語指導の実施	指導課	
2-4-3	外国籍の子どもたちや帰国子女に対して、日本語指導が を各学校に派遣します。	必要な場合、日本語指導員	
2.4.4	放課後等デイサービスの推進	障害福祉課	
2-4-4	学校に就学中の障害のある子どもを対象に、生活能力の 社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	向上のために必要な訓練、	
	障害者就労支援事業	障害福祉課	
2-4-5	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、 られるようにするために、関係機関との連携を図り、就 を提供する障害者就労支援事業を実施します。		
2.4.6	障害年金・手当等の支給	障害福祉課 保険年金課 子ども子育て支援課	
2-4-6	生活の安定を支援するための障害年金制度や児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特殊疾病者福祉手当などの周知に努め、適切な手当の支給を行います。		
	医療費の助成	障害福祉課	
2-4-7	自立支援医療費助成、難病医療費助成、心身障害者医療 難病、重度の心身障害の治療にかかる医療費の一部を助		
	障害のある方・家庭への支援の充実	障害福祉課	
2-4-8	障害のある方が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスや通所施設などにおける創作活動や生産活動及び身体機能の向上を図る訓練などの機会の提供及び居住の場の確保支援を行います。		
2-4-9	障害のある人がスポーツをする機会の充実	スポーツ振興課	
(1-1-11)	パラリンピック正式種目であった「ボッチャ」の体験会や大会などを開催し、障害 のある人とない人が交流を図る機会の充実を図ります。		
2-4-10	障害のある青年の交流講座	市民会館・公民館	
(1-1-13)	障害のある青年たちが健全な青年たちとともに活動し、 会の実現のため、交流講座の開催により多様な機会の提		

2-5 親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援

親が自信を持って子どもに向き合い、子どもが安心して過ごすことができるよう、家庭における 親育ちを応援します。経済的な困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないよう、 子育て家庭を経済的に支援します。

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業No.	事業内容	
2-5-1	家庭・地域等における性の尊重に関する学習機会の提供	女性活躍支援担当課
	講座・学習会の実施や広報(刊行物・ホームページ)などを通じて、家庭・地域に おける性教育の充実に努めます。	
2-5-2 (4-1-2 • 4-4-4)	被保護者自立促進事業	生活福祉課
	生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、大学など への進学を目指す高校3年生の大学などの受験料を支給します。	
	教育費の援助	教育総務課(学務担当)
2-5-3 (4-4-7)	公立の小中学校に通学する子どものいる世帯で経済的な事情で教育費の支出が困難 な世帯や生活保護世帯に対し、学用品費や校外活動費、給食費などの教育に係る費 用の一部を補助します。	
2-5-4	奨学金の給付・貸付	教育総務課(学務担当)
(4-1-6 • 4-4-8)	経済的理由により高等学校などへの修学が困難な方を対象に学資の一部を給付や貸 し付けをします。	
2-5-5	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課(社会福祉協議会)
(4-4-6)	一定の所得額以下の世帯の中学校3年生及び高校3年生の進学を支援するため、社 会福祉協議会と連携し、学習塾の費用や受験料を無利子で貸し付けをします。	
2-5-6	義務教育就学児医療費助成	子ども子育て支援課
2 3 0	小中学生の児童生徒を対象に、医療費(保険診療)の自己	負担分の一部を助成します。
2-5-7 (2-1-4 · 4-3-6)	自立相談支援機関(くらし・しごとサポートセンター) における生活・就労相談	福祉総務課
	失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、多様な課題や問題 の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的 かつ具体的な支援を行います。	
	生活保護受給者に対する就労支援	生活福祉課
2-5-8 (4-3-4)	就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援 プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施し ます。	
2-5-9	被保護者就労準備支援事業(就労支援事業)	生活福祉課
(4-3-5)	生活保護受給者の就労を支援するための無料相談やパソコン教室、セミナーなどの 開催、作業体験、ボランティア体験や就労体験の機会の提供を行います。	
2-5-10	児童虐待防止講演会・児童発達支援講演会の実施	子ども育成課
	子育ての中で親が抱える様々な悩みの軽減につながるよう、社会状況やニーズに応 じたテーマを捉え、専門家による講演会を実施し、子どもの育ちに関わる親の応援 に努めます。	

2-6 ひとり親家庭への支援

経済的困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないよう、ひとり親家庭を経済的に支援します。また、ひとり親が就労により生活基盤を安定させ、自立することを目指すため、経済的支援と併せた就労を支援するとともに、関係機関との支援体制の充実を図り、重層的な支援を行います。

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業No.	事業内容	
2-6-1	ひとり親家庭相談体制の充実	子ども子育て支援課 女性活躍支援担当課
	ひとり親家庭などの悩みを解消するため、母子・父子自立支援員などによる相談を 実施するとともに支援体制の充実を図ります。	
2-6-2 (4-4-1)	手当の支給	子ども子育て支援課
	ひとり親家庭などでの児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、 児童扶養手当・児童育成手当を支給します。	
2-6-3 (4-4-2)	ひとり親家庭等の医療費の助成	子ども子育て支援課
	ひとり親家庭などの健康を維持し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等医療費 助成を実施し、医療費の一部を助成します。	
2-6-4	母子父子福祉資金の貸付	子ども子育て支援課
(4-4-3)	ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、各種福祉資金の貸し付けを行います。	
2-6-5 (4-2-2)	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども子育て支援課
	家事、育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームヘルパー を派遣します。	
2-6-6	自立支援教育訓練給付金事業	子ども子育て支援課
(4-3-2)	就業を目的とした教育訓練講座を受講して修了した場合に、受講料の一部を支給し ます。	
2-6-7	高等職業訓練促進給付金等事業	子ども子育て支援課
(4-3-3)	就職に有利となる国家資格の取得をする際、生活を支援するための給付金を一定の 期間支給します。	
	ひとり親家庭自立支援プログラム事業	女性活躍支援担当課
2-6-8 (4-3-1)	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の 状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワークなどの関係機関と連 携しながら支援します。	
2-6-9	各種手数料などの減免・免除	水道部 下水道課 ごみ対策課 清掃センター 子ども子育て支援課 交通対策課 障害福祉課
	児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給世帯に対し、上 どの持込手数料の減免、粗大ごみ処理手数料の免除、指 付、自転車等駐車場使用料の免除を行います。	

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業No.	事業内容	
2-6-10	都営住宅優遇抽せん入居制度やひとり親入居支援策の 情報提供	都市計画課
	都営住宅の優遇抽せん入居制度やスマホ・パソコンから申込可能な毎月募集制度な ど、ひとり親世帯支援策についての情報を提供します。	
2-6-11	児童扶養手当現況届出時における集中相談	子ども子育て支援課 女性活躍支援担当課
	児童扶養手当の現況届を提出に来庁するひとり親などの方々からの相談に応じます。	
2-6-12	養育費相談	女性活躍支援担当課
	ひとり親家庭などへ養育費についての周知を図り、専門相談先の情報提供やひとり 親支援関係機関との連携による相談会の実施に努めます。	
2-6-13 (4-4-5)	生活保護世帯に対する健全育成事業	生活福祉課
	生活保護受給世帯の小中学生に夏季健全育成費、学童服などの購入費、修学旅行支 度金などを支給します。	
2-6-14	就労支援情報の提供	産業活性課 子ども子育て支援課 女性活躍支援担当課
	ひとり親を含む子育て中の女性などに対するきめ細かな ズハローワークなど、各種相談先の周知に努めます。	就労支援を実施するマザー

基本方針 **3**

子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援

3-1 居場所づくりと地域連携の推進

子ども・若者が安全・安心に過ごし、様々な活動や体験、地域での交流ができる居場所づくりなどの取組を支援するとともに、地域全体で子ども・若者を見守り支える環境づくりを推進します。

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業No.	事業内容	
3-1-1 (1-1-7)	児童センターなどにおける交流の場・体験活動の提供	子ども育成課
	自由に遊び、体験することで自主性・社会性・創造性を高めることができるよう子 どもたちのニーズに合わせて活用できる居場所を提供します。	
3-1-2 (2-2-5 · 4-2-5)	子ども食堂推進事業	子ども育成課
	子どもや保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを継続する取組を実施する民間 団体の活動を支援します。	
3-1-3 (2-2-4)	放課後子ども教室の開催	子ども育成課
	放課後などに子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の 子どもや地域指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	
3-1-4	子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課
(2-2-1 • 4-1-1 • 4-2-4)) 小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を 提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	
	生きづらさを支えるグループ支援事業	健康課
3-1-5	39 歳までの生きづらさを抱えた方に対する重層的な支援体制として、専門的なグループ支援事業を実施します。	
3-1-6	学習室における学習環境の提供	社会教育課 アキシマエンシス管理課
(1-1-1)	市立会館や市民図書館の学習室において、個人学習やグループ学習ができる環境を提供します。	
	市民図書館施設の充実	アキシマエンシス管理課
3-1-7 (1-1-2)	誰にでもやさしい施設・設備や幅広い資料収集による蔵書の充実に努めるとともに、 ティーンズコーナーにおいては、中学高校生の調べ学習などができる環境を提供し ます。	
3-1-8	公園、児童遊園などの整備の充実	子ども育成課 管理課
	都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実、健全で安全な遊び場の提供 を継続します。また、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具などの 安全点検を強化します。	
3-1-9	市民総合交流拠点施設整備による居場所や交流の場の提供	市民総合交流拠点施設建設担当
	図書館分館や貸室など多様な機能と学習コーナー、キッ のフリースペースを設ける市民総合交流拠点施設を整備 の場を提供します。	

3-2 地域社会における関係機関の連携強化

社会全体、地域全体で子ども・若者を育てる機運を高め、困難を抱える子ども・若者を重層的・効果的に支援するため、ネットワークの構築に努めるとともに、子ども・若者の現状や対応すべき 課題に対し、関係機関や支援者の持つ専門性や強みを共有し、連携を強化します。

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業No.	事業内容	
3-2-1 (2-3-5)	生活困窮者支援調整会議における関係機関の連携	福祉総務課
	生活困窮者など支援が必要な方や家庭に対して、関係機関が連携して効果的かつ包 括的な支援を行います。	
3-2-2 (2-3-8)	要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携	子ども育成課
	被虐待、養育困難など支援が必要な児童に対して、関係機関が連携して効果的な支 援を行います。	
3-2-3	青少年問題協議会における関係機関の連携	子ども育成課
	青少年をとりまく状況などを総合的に調査審議し、青少年に関する総合的施策の基本方針及び重点活動項目に反映させるとともに、関係行政機関相互の連絡調整を円滑に図ります。	
3-2-4 (1-3-6)	青少年補導連絡会の支援	子ども育成課
	各中学校地区において児童生徒の保護育成活動を実施する青少年補導連絡会の活動 を支援します。	
3-2-5	薬物乱用防止推進協議会の支援	健康課
	危険ドラッグや薬物乱用防止の啓発活動をする薬物乱用防止推進協議会の活動を支 援します。	
3-2-6	昭島市自殺対策ネットワーク会議	健康課
	庁内の関連部署において、自殺対策計画の進捗状況管理や情報共有を図り、自殺対 策の推進を図ります。	

3-3 安全・安心な環境の整備

子ども・若者を犯罪などの被害から守り、自らの安全を守ることができるよう学校や地域と連携して、安全・安心な環境の整備に努めます。

事業No.	事業名	担当課
()内は再掲事業No.	事業内容	
	交通安全教室・セーフティ教室の実施	交通対策課 指導課
3-3-1	交通事故から子どもを守るため、幼稚園、保育所、学校などで「交通安全教室」を開催します。また、子どもたちが、SNSに関わる犯罪、薬物乱用など様々な危険に巻き込まれないようにするために、学校、家庭、地域が連携し、セーフティ教室を開催します。	
3-3-2	危険箇所点検運動の推進	子ども育成課
	各小学校地区委員会が中心となり、市内の危険箇所を点検し、青少年への注意喚起 のための看板設置や関係機関へ整備の要請などを行います。	
3-3-3	防犯カメラの整備	生活コミュニティ課 教育総務課(学務担当)
	犯罪の防止や予防効果を高めるとともに、犯罪及び事故発生時の事件解明などを目 的として、市内周辺や小学校の通学路の上に設置した防犯カメラの整備をします。	
3-3-4	携帯メール情報サービスの配信	防災課 生活コミュニティ課
	市内で発生した災害や避難などの緊急情報を配信する「昭島市携帯メール情報サービス」を活用し、不審者や犯罪に関する情報をメール配信します。	
3-3-5	街路灯整備事業の推進	交通対策課
	街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止するとともに、市民の交通の安全 確保を図るため、街路灯のLED化の推進や適切な維持管理に努めます。	
3-3-6	「通学路安全連絡員」・「ピーポくんの家」協力者の登録	教育総務課(学務担当)
	児童、生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、通学区域を中心に見守るボランティア「通学路安全連絡員」や児童・生徒が緊急時に助けを求めることができる「ピーポくんの家」協力者の登録を行っています。	
3-3-7	スクールガード・リーダー等による見守り活動の実施	教育総務課(学務担当)
	通学路における子どもたちの安全確保を図り、子どもた スクールガード・リーダーによる巡回指導や地域住民、 充実を図ります。	

3-4 地域における多様な担い手の育成と支援

子ども・若者の学習や様々な体験活動が充実するよう、地域の多様な分野で活躍する人材を地域の担い手として育成し支援します。

事業No.	事業名	担当課		
()内は再掲事業№	事業内容			
3-4-1	青少年とともにあゆむ地区委員会の支援	子ども育成課		
(1-1-5)	様々なイベントを通して、青少年と大人が地域の中で交 学ぶ機会となる青少年とともにあゆむ地区委員会の活動			
	青少年委員活動の推進	子ども育成課		
3-4-2	青少年教育への協力、余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者や地域活動を行 う青少年委員に対する支援を行います。			
	民生委員・児童委員活動への支援	福祉総務課		
3-4-3	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。			
	青少年健全育成協力者感謝状贈呈事業	子ども育成課		
3-4-4	青少年の指導育成、青少年をめぐる社会環境の浄化、青 の活動など、青少年健全育成に関する施策の推進に協力 感謝状を贈呈し、青少年健全育成の一層の理解と推進を	し、特に功労のあった者に		
	青少年リーダー育成事業の推進	子ども育成課		
3-4-5 (1-1-6 · 1-4-2)	小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活 識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります 受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸	。また、リーダー講習会を		
3-4-6	図書ボランティアの育成・確保	アキシマエンシス管理課		
	子どもの読書活動を支える市民ボランティアの育成・確	保を図ります。		

基本方針 **4**

子どもの貧困対策

国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす 18 歳未満の割合「子どもの相対的貧困率¹⁹」は、平成 30 (2018) 年時点で 13.5%でした。前回、平成 27 (2015) 年の 13.9%から大きな改善は見られず、依然として子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は、平成 27 (2015) 年に 50.8%、平成 30 (2018) 年に 48.1%と高い水準となっています。

さらに、令和2 (2020) 年度に内閣府が中学生世帯を対象に実施した子どもの生活実態調査によると、生活に困難を抱えると考えられる世帯は、12.9%であったのに対し、令和3年度に本計画策定のために実施した「昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査」においては、生活に困難を抱えると考えられる中学生世帯は9.5%となりました。

現在の暮らしをどのように感じているかについては、特にひとり親世帯で「苦しい」が38.4%、「大変苦しい」が16.5%と他の世帯と比較して高い結果となりました。子どもの将来の進学については、親の希望より子どもの希望が高い傾向も見られ、家庭の状況によって子どもの将来の希望が叶わないことも懸念されます。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすくなります。 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意 識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切で包括的な支援を進めていく必要があります。

¹⁹ 子どもの相対的貧困率

国民1人あたりの可処分所得(収入から税金、社会保険料を引いたもの)を高い順に並べ、その中央値の半分(貧困線)に満たない18歳未満の子どもの割合。

4-1 教育の支援

次世代を担うすべての子どもが、家庭の状況に関わらず、本来備えている学ぶ意欲と能力を発揮するため、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう応援します。

事業No.	事業名	担当課		
()内は再掲事業No.	事業内容			
4-1-1	子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課		
(2-2-1 • 3-1-4 • 4-2-4)	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくり 提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みま			
4-1-2	被保護者自立促進事業	生活福祉課		
(2-5-2 • 4-4-4)	生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学 への進学を目指す高校3年生の大学などの受験料を支給			
	スクールカウンセラーの全校配置	指導課		
4-1-3 (2-3-2)	いじめや不登校、暴力などの問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係 などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウ ンセラーを配置します。			
	スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)の派遣	指導課		
4-1-4 (2-3-3)	教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について、関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。			
	教育相談体制の充実	指導課		
4-1-5 (2-1-3)	特別な支援の必要性や不登校などの悩みを抱える子どもたちや保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携を通じて、教育相談体制の充実を図ります。			
4-1-6	奨学金の給付・貸付	教育総務課(学務担当)		
(2-5-4 • 4-4-8)	経済的理由により高等学校などへの修学が困難な方を対象に学資の一部を給付や貸 し付けをします。			
4-1-7 (2-2-3)	土曜日・放課後補習の実施	指導課		
	学校と教育委員会が連携して、土曜日や放課後などに子 て補習を行い、確かな学力の定着を図ります。	どもたちの学習状況に応じ		
4-1-8	合同学校相談会への協力・周知	子ども育成課		
(2-3-10)	不登校などの課題を抱え、進路に悩む小中学生や保護者 内をする合同学校相談会(立川市主催)の開催に協力し			

4-2 生活の支援

親の妊娠・出産期からの切れ目ない支援を届けるため、相談支援や子どもや保護者の交流の場となる居場所づくりの支援、生活の安定に資する支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課		
()内は再掲事業No.	事業内容			
	ショートステイ事業	子ども育成課		
4-2-1	保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加や仕事による出 的に養育が困難な1歳6か月から小学生までのお子さん			
4-2-2	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども子育て支援課		
(2-6-5)	家事、育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭に を派遣します。	、一定期間ホームヘルパー		
	養育支援ヘルパー	子ども育成課		
4-2-3	母親の産前産後又は保護者の育児不安や体調不良で家事や育児をすることが難しい 時などにヘルパーを派遣して援助します。			
4-2-4	子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課		
(2-2-1 • 3-1-4 • 4-1-1)	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を 提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。			
4-2-5	子ども食堂推進事業	子ども育成課		
(2-2-5 • 3-1-2)	子どもや保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを継続する取組を実施する民間 団体の活動を支援します。			
4-2-6	ゆりかご・あきしま面談の実施	健康課		
	妊娠届を提出した妊婦に対し保健師・助産師が面談を行 る家庭に対し相談を受けるとともに、状況に応じ他機関 重層的に支援を行います。			

4-3 保護者に対する就労支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を確保し、仕事と両立しながら安心して子ども を育てられるよう、職業の安定と生活との調和向上につながる支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課		
()内は再掲事業No.	事業内容			
	ひとり親家庭自立支援プログラム事業	女性活躍支援担当課		
4-3-1 (2-6-8)	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の 状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワークなどの関係機関が連 携しながら支援します。			
4-3-2	自立支援教育訓練給付金事業	子ども子育て支援課		
(2-6-6)	就業を目的とした教育訓練講座を受講して修了した場合に、受講料の一部を支給し ます。			
4-3-3	高等職業訓練促進給付金等事業	子ども子育て支援課		
(2-6-7)	就職に有利となる国家資格の取得をする際、生活を支援 期間支給します。	するための給付金を一定の		
	生活保護受給者に対する就労支援	生活福祉課		
4-3-4 (2-5-8)	就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援 プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施し ます。			
4-3-5	被保護者就労準備支援事業(就労支援事業)	生活福祉課		
(2-5-9)	生活保護受給者の就労を支援するための無料相談やパソ 開催、作業体験、ボランティア体験や就労体験の機会の			
4-3-6 (2-1-4 · 2-5-7)	自立相談支援機関(くらし・しごとサポートセンター) における生活・就労相談	福祉総務課		
	失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労 かつ具体的な支援を行います。			
	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1			

4-4 経済的支援

経済的な不安を抱えず、安心した暮らしの中で子どもたちが将来の夢や希望を持って健やかに成長していけるよう、安定した生活の支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課		
()内は再掲事業№.	事業内容			
4-4-1	手当の支給	子ども子育て支援課		
(2-6-2)	ひとり親家庭などでの児童を育成する家庭の生活の安定 児童扶養手当・児童育成手当を支給します。	と自立の促進を図るため、		
4-4-2	ひとり親家庭等の医療費の助成	子ども子育て支援課		
(2-6-3)	ひとり親家庭などの健康を維持し、福祉の増進を図るた 助成を実施し、医療費の一部を助成します。	め、ひとり親家庭等医療費		
4-4-3	母子父子福祉資金の貸付	子ども子育て支援課		
(2-6-4)	ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、各種福祉資	資金の貸し付けを行います。		
4-4-4	被保護者自立促進事業	生活福祉課		
(2-5-2 • 4-1-2)	生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、大学など への進学を目指す高校3年生の大学などの受験料を支給します。			
4-4-5	生活保護世帯に対する健全育成事業	生活福祉課		
(2-6-13)	生活保護受給世帯の小中学生に、夏季健全育成費、学童服などの購入費、修学旅行 支度金などを支給します。			
4-4-6	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課(社会福祉協議会)		
(2-5-5)	一定の所得額以下の世帯の中学校3年生及び高校3年生 会福祉協議会と連携し、学習塾の費用や受験料を無利子			
	教育費の援助	教育総務課(学務担当)		
4-4-7 (2-5-3)	公立の小中学校に通学する子どものいる世帯で経済的な な世帯や生活保護世帯に対し、学用品費や校外活動費、 用の一部を補助します。			
4-4-8 (2-5-4 • 4-1-6)	奨学金の給付・貸付	教育総務課(学務担当)		
	経済的理由により高等学校などへの修学が困難な方を対 し付けをします。	象に学資の一部を給付や貸		

第 **5** 章 計画の推進体制

1 切れ目のない支援体制の構築

子ども・若者の成長過程において、福祉や教育などの制度を利用する中、制度間の移行が生じる、また、複数の制度を利用する場合において、困難を抱え、支援を必要とする子ども・若者が社会的に自立できるよう、切れ目ない支援の体制を構築します。

2 多分野にわたる施策や関係機関に関する的確な情報共有

子ども・若者の成長に関わる施策や関係機関は多分野にわたるため、支援を必要とする子ども・若者やその家庭が相談したい場合、相談先がわからずに相談できず、不安を抱えたままでいる可能性があります。ウエブサイトなどの活用を進め、個々の施策や機関について周知を図り、必要な人が必要な情報、施策、相談機関へ的確に行きつけるような体制づくりや対応を図ります。

3 推進体制

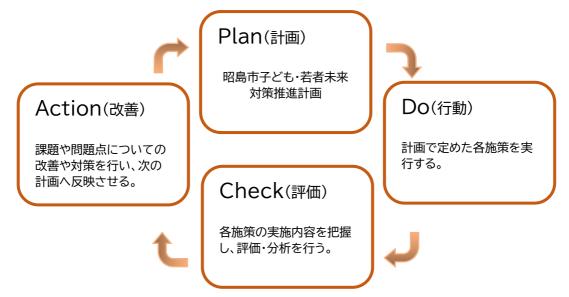
本計画で位置づけた施策は、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など多くの分野に関わります。これまで実施してきた施策をより多くの対象者に届け、効果的に推進するため、国や東京都を含めた、すべての関係機関が様々な分野で取り組んでいる施策や事業を、これまで以上に連携・協力・協働していきます。

4 進捗評価

計画策定 (Plan)、事業の実施(Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づいて、本計画を着実に推進していきます。

各施策の関係各課で構成する「昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会」において毎年の施策の実施状況を点検し、市民団体、学識経験者などで構成する「昭島市青少年問題協議会」へ報告し、協議した結果を市のホームページなどにより公表します。

また、計画改定時には、改定における基礎資料として、子ども・若者世代の実態を把握する ためにアンケート調査を実施し、着実な計画の推進に努めていきます。



資料編

資料1 昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査実施の概要

子ども・若者や保護者の生活の様子や意識を把握し、昭島市子ども・若者未来対策推進計画の策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

アンケートの主な項目

【共通項目】現在の生活の状況、自分自身のこと、困った時の相談先等 【小学校5年生・中学校2年生】インターネットの使用、居場所の利用、進学の希望等 【若者】新型コロナウイルス感染症拡大前後の生活状況や気持ちの変化等 【児童扶養手当受給者、小学校5年生・中学校2年生保護者】子どもの進学、支援制度の利用等

実施の概要

対象者	実施日	配布回収 方法	配布件数	回収数	回収率
児童扶養手当 受給者	令和3年8月2日(月)~ 令和3年9月3日(金)	現況届出時 窓口配布 郵送・Web 回収	644 件	164 件	25.5%
若者 (16~29 歳)	令和3年8月20日(金)~ 令和3年9月6日(月)	郵送配布 郵送・Web 回収	1,000件	378 件	37.8%
小学校5年生 児童	令和3年9月14日(火)~ 令和3年9月28日(火)		934 件	788 件	84. 4%
中学校2年生生		学校配布	818 件	544 件	66.5%
小学校5年生 保護者		学校回収	934 件	791 件	84.7%
中学校2年生 保護者			818 件	547 件	66.9%

資料2 用語説明

か行

◇学校生活支援シート

学校や保護者、関係機関など、子どもと関わる様々な人々が、その子どもに対し共通理解を持ち、同 じ視点で継続して支えていくための情報や記録を記載したもの。

◇完全失業率

15歳以上の働く意欲のある労働力人口のうち、無職で求職活動をしている人が占める割合。

◇GIGAスクール構想

GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略。直訳すると「すべての児童・生徒のための国際的で革新的な入り口」。文部科学省が進めている「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に推進することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」構想。

◇教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画。

◇居宅介護

障害者等が利用できるサービス。居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

◇ゲートキーパー

本来の意味は「門番」。自殺対策においては、「自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人」を指す。

◇行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等が利用できるサービス。当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

◇国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事柄について調査する厚生労働省の調査。

◇子育てサポートファイル

ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し、連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられるよう、要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報や記録を記載したもの。

◇子ども家庭支援センター

多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や 各種サービスの提供を担い、子育てを総合的に支援する機関。

◇子ども・子育て支援新制度

平成 24 (2012) 年8月に制定された幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指すことを目的とした制度。

◇子ども食堂

地域の子どもや保護者などが気軽に立ち寄り、安価で栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互 に交流を行う場。

◇子どもの相対的貧困率

国民1人あたりの可処分所得(収入から税金、社会保険料を引いたもの)を高い順に並べ、その中央値の半分(貧困線)に満たない18歳未満の子どもの割合。

◇子供の貧困対策に関する大綱

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するために国が示した基本的な方針。

◇「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して当該市 町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

◇子供·若者育成支援推進大綱

すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者育成支援施策を推進するために国が示した基本的な方針。

◇「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

さ行

◇JKビジネス

女子高生 (JK) による性的なサービスを売りにした商売。

◇自己肯定感

自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

◇自己有用感

他人の役に立った、他人に喜んでもらえたなどと思える感情。

◇次世代育成支援対策推進法

急速な少子化が進行などを踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に制定された 10 年間の時限立法。

◇児童育成手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、父母の離婚などにより父又は母がいない児童を養育している方に支給する手当。また、20歳未満の心身に重度の障害のある児童を扶養している人を対象とした児童育成手当(障害手当)がある。

◇児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、父母の離婚などにより父又は母がいない児 童を養育している方に支給する手当。

◇児童虐待

親または親に代わる保護者により児童に加えられる身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)などの行為のこと。

◇児童センター

乳幼児から 18 歳になるまでの青少年が自由に来て、遊び、楽しみ、交流できる場。

◇若年無業者

15歳から34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、就業を希望しているが求職活動をしていない者、又は就業を希望していない者。

◇就学援助費

経済的な理由により児童・生徒の小中学校(義務教育)への就学が困難な家庭に対し、学校給食費や 学用品費などの費用の一部を援助する制度。

◇ショートステイ

保護者が病気、冠婚葬祭、急な出張、学校等の公的行事、疾病や育児疲れなどで子どもを養育することが一時的に困難な状況になったときに、子どもを預かる事業。

◇自立相談支援機関(くらし・しごとサポートセンター)

働きたくても働けない、失業により家賃が払えない、家族のことで悩んでいるなど、暮らしや仕事に 困り事を抱えている方、その家族などからの相談に基づき、困り事の状況や課題を把握し、早期に困窮 状態から脱却できるよう、生活の安定や就労など包括的かつ継続的な自立に向けての支援を行う相談支 援機関。

◇社会的な自立

社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担 うことができるようになること。

◇障害児福祉手当

重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の方に支給する手当。

◇障害年金制度

交通事故や病気などで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに支給される年金制度。

◇重度心身障害者手当

心身に特に重度の障害のあることにより、常時複雑な介護を必要とする方を対象に、福祉の増進を図るため支給する手当。

◇重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方が利用できるサービス。居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、並び外出時における移動中の介護を総合的に行う。

◇自立支援医療費助成

重度で継続的な障害のある方を対象に、心身の障害を除去又は軽減するための医療費の一部を助成する制度(更生医療・育成医療)及び精神疾患で通院している方を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成する制度(精神通院)。

◇心身障害者医療費助成

心身障害のある方を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する制度。

◇心身障害者福祉手当

心身に障害のある方を対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じて支給される手当。

◇新・放課後子ども総合プラン

平成 26 (2014) 年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の取組の成果を受け、新たに策定された平成 31 (2019) 年度からの向こう 5年間を対象とする放課後児童対策のプラン。学童クラブの待機児童の早期解消、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進などによるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることなどを目的とする。

◇スクールカウンセラー

学校に配属され、生徒や教師の心のケアを行う人のこと。心の専門家として主に児童・生徒の心の問題を解決するために配置されている。

◇スクールガード・リーダー

各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導を行う警察 OB等の専門的な見識をもった人材。

◇スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)

いじめ、不登校、暴力行為などの生活指導の課題に学校と関係諸機関が連携して、対応するコーディネーターとして、福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。

◇セクシャルハラスメント

望まない性的言動を受けたり、それらへの拒否や抵抗によって働く上での不利益を被ったりすること。また、性的言動により、就業環境が妨げられること。

◇相対的貧困率

国民 1 人あたりの可処分所得(収入から税金、社会保険料を引いたもの)を高い順に並べ、その中央 値の半分(貧困線)に満たない人の割合。

た行

◇ティーンズ学習室

12歳以上19歳未満の子ども若者がグループ学習などに使用できる市民図書館内の学習室。

◇デートDV

結婚前の恋人間の暴力のこと。

◇等価世帯収入

世帯の収入を世帯人数の平方根で割って1人あたりの収入として調整したもの。(光熱水費や住居費などの世帯ごとに要する生活費は、世帯人数が多くなるにつれて割安となる傾向があるため、世帯人員でなく、世帯人数の平方根で割って調整している。)

◇等価可処分所得

世帯の可処分所得(収入から税や社会保険料等を引いたもの)を世帯人員の平方根で割って1人あたりの所得として調整したもの。

◇同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者が利用できるサービス。外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

◇特殊疾病者福祉手当

国又は東京都が指定する難病等にかかっており、東京都難病医療費助成又は小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方に支給される手当。

◇特別支援教育

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

◇特別児童扶養手当

20 歳未満で心身に障害を有し、政令で定める障害の程度に該当する児童を扶養している父又は母、若しくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当。

な行

$\Diamond = - \vdash$

15歳以上34歳以下で、就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない人のこと。

◇難病医療費助成

国又は東京都が指定する難病にかかっている方で、かつ別に定める認定基準を満たしている方がその 病気の治療をする場合の医療費(保険診療)の一部を自治体が助成する制度。

は行

◇パワーハラスメント

職場における権力(パワー)を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を 与えないなどの嫌がらせをすること。

◇ひきこもり

仕事や学校に行けず、家族以外の人とも交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にいる状態の人。家に半年以上自宅にこもり、社会参加をしていない人。(妊娠中の人や病気の人を除く。)

や行

◇養育支援

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどによって、子育てに対する不安や孤立感等を抱える 家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児・家事の援助又は養育に関する指導助言等を訪 問により実施する事業。

◇要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待など への対応を行う協議会。

◇ヤングケアラー

大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の者。

資料3 昭島市青少年問題協議会条例

昭和 33 年 2 月 20 日条例第 2 号 改正 昭和 48 年 4 月 5 日条例第 13 号 昭和 55 年 3 月 31 日条例第 4 号 平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号 平成 12 年 12 月 8 日条例第 35 号 平成 13 年 3 月 8 日条例第 3 号 平成 19 年 6 月 18 日条例第 10 号

昭島市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、市に市長の附属機関として昭島市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 協議会は、会長及び委員25人以内をもつて組織する。
- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 市議会議員 2人以内
- (2) 学識経験のある者 19人以内
- (3) 関係行政庁の職員 4人以内

(委員の任期)

- 第3条 前条第3項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を任命することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

- 第4条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務 を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決権)

- 第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成 10 年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月5日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月8日条例第35号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
- $(1)\sim(3)$ (略)
- (4) 第12条中昭島市青少年問題協議会条例第2条第1項及び第3項改正の規定 平成13年 7月1日
- $(5)\sim(7)$ (略)

附 則(平成19年6月18日条例第10号) この条例は、平成19年7月1日から施行する。

資料4 昭島市青少年問題協議会運営要綱

平成 22 年 3 月 1 日実施 改正 平成 25 年 7 月 1 日要綱第 20 号

昭島市青少年問題協議会運営要綱

昭島市青少年問題協議会運営要綱(昭和40年2月10日実施)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 協議会は、青少年をとりまく状況等を総合的に調査審議し、青少年に関する総合的施 策の基本方針及び重点活動項目に反映させるとともに、関係行政機関相互の連絡調整を円滑 に図るものとする。

(委員)

第3条 昭島市青少年問題協議会条例(昭和 33 年昭島市条例第2号)第2条第3項に規定する委員は、別表のとおりとする。

(専門委員会)

- 第4条 専門の事項を調査審議する必要があるときは、協議会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、委員又は委員以外の学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(意見聴取等)

第5条 協議会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、青少年担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

附 則 (平成23年10月3日)

この要綱は、平成23年10月3日から実施する。

別表 (第3条関係)

区分		人数
市議会厚生文教委員		2人
	教育委員の代表	1人
	小・中学校長の代表	1人
	社会教育委員の代表	1人
	青少年委員の代表	1人
	人権擁護委員の代表	1人
	補導連絡会の代表	1人
	スポーツ推進委員の代表	1人
 現場実践家	市立学校のPTA連合組織の代表	1人
· 坑物天成外	婦人団体(グループ)の代表	1人
	地区委員会の代表	1人
	少年団体(グループ)の代表	1人
	青年団体(グループ)の代表	1人
	工場事業所の代表	1人
	自治会関係の代表	1人
	昭島防犯協会の代表	1人
	昭島交通安全協会の代表	1人
	教育学に学識のある者	1人
学識経験者	心理に学識のある者	1人
	その他青少年問題に学識のある者	1人
	昭島警察署長	1人
 関係行政庁の職員	立川児童相談所長	1人
区1001000000000000000000000000000000000	都立教育施設の長	1人
	昭島市教育委員会教育長	1人

資料 5 昭島市青少年問題協議会委員名簿

NO	選出区分	氏	名	所属団体等	備考	子ども・若者未来対策 推進計画策定専門委員
会長	昭 島 市 長	臼 井	伸 介	昭 島 市 長		
1	市議会厚生文教委員	金井	悦 子	昭島市議会厚生文教委員会		
2	巾	林	ま い子	昭島市議会厚生文教委員会		
3	教育委員の代表	紅 林	由紀子	昭島市教育委員会		0
4	小・中学校長の代表	長 野	基	昭島市立福島中学校長		0
5	社会教育委員の代表	信 國	遙	昭島市社会教育委員		
6	青少年委員の代表	臼 井	規次	昭島市青少年委員		\Diamond
7	人権擁護委員の代表	石 井	登志枝	昭島市人権擁護委員		
8	補導連絡会の代表	香 月	温子	昭島市補導連絡会		\Diamond
9	スポーツ推進委員の代表	和田	幸子	昭島市スポーツ推進委員		
10	古古学校のDTA 声人人知嫌の心主	田村	かほり	四点去九学校DTA連入入	令和4年6月30日まで	\diamond
10	市立学校のPTA連合会組織の代表	美座	孝明	昭島市中学校PTA連合会	令和4年7月1日から	<u> </u>
1.1	短1回4(ガル・オ)の仏主	杉山	則 子	四自士正化归藩七州人	令和4年3月31日まで	\Diamond
11	婦人団体(グループ)の代表	廣光	梅子	昭島市更生保護女性会	令和4年4月1日から	▽
12	地区委員会の仏書	守 重	邦 昭	町自士圭小左 ししよ に も 込む 地 反	令和4年7月20日まで	\Diamond
12	地区委員会の代表	人 見	隆一郎	昭島市青少年とともにあゆむ地区委員会	令和4年7月21日から	▽
13	少年団体(グループ)の代表	指 田	守 昭	昭島市スカウト育成連絡協議会		\Diamond
14	青年団体(グループ)の代表	日惠野	貴之	昭島市青年会議所		\Diamond
15	工場事業所の代表	森 島	徳幸	昭島市商工会		
16	自治会関係の代表	下田	和 弘	昭島市自治会連合会		
17	昭島防犯協会の代表	香 月	元	昭島市防犯協会		
18	昭島交通安全協会の代表	及 川	市治	昭島市交通安全協会		
19	教育学に学識のある者	石 川	照 子	大妻女子大学比較文化学部教授		\Diamond
20	心理に学識のある者	田	克己	昭島市特別支援教育相談員		
		伊 藤	三津夫		令和4年2月13日まで	
21	昭島警察署長	服 部	竜 也	昭島警察署長	令和5年2月19日まで	\Diamond
		福島	稔		令和5年2月20日から	
22		横森	幸子		令和4年3月31日まで	
_ 44	立川児童相談所長	平 見	歩	立川児童相談所長	令和4年4月1日から	
23	都立教育施設の長	安部	卓 郎	東京都立昭和高校学校長		\Diamond
24	昭島市教育委員会教育長	山下	秀男	昭島市教育委員会教育長		

委員長=◎ 副委員長=○ 委員=◇

資料6 昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市における子ども・若者未来対策推進計画(以下「推進計画」という。)を策定 し、推進計画の進捗状況を確認するため、昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委 員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から実施する。

別表(第3条関係)

7377 (7	
1	企画部企画政策課長
2	市民部生活コミュニティ課長
3	市民部産業活性課長
4	保健福祉部福祉総務課長
5	保健福祉部生活福祉課長
6	保健福祉部障害福祉課長
7	保健福祉部健康課長
8	子ども家庭部子ども子育て支援課長
9	子ども家庭部女性活躍支援担当課長
10	学校教育部統括指導主事
11	生涯学習部社会教育課長
12	生涯学習部スポーツ振興課長
13	生涯学習部市民図書館管理課長

資料7 昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会委員名簿

No.	職	氏 名	備考
1	◎子ども家庭部長	板野 浩二	令和4年3月31日まで
1	②子とも家庭部長	滝瀬 泉之	令和4年4月1日から
2	○保健福祉部長	青柳 裕二	
3	企画政策課長	村山純	
4	生活コミュニティ課長	勝野 玄隆	
5	産業活性課長	藥袋 州子	令和4年3月31日まで
J	连 来位住 述 攻	森田 晃	令和4年4月1日から
6	福祉総務課長	山﨑 慎弥	
7	生活福祉課長	池和田 功	令和4年3月31日まで
,	工作個性床及	鈴木 崇央	令和4年4月1日から
8	障害福祉課長	鈴木 崇央	令和4年3月31日まで
0	萨吉佃仙林 及	平沢 智子	令和4年4月1日から
9	健康課長	高橋 由利	
10	子ども子育て支援課長	岡本 匡弘	
11	女性活躍支援担当課長	渡辺 春美	
12	統括指導主事	佐々木 光子	
13	社会教育課長	塩野 淑美	
14	スポーツ振興課長	吉村 久実	
15	アキシマエンシス管理課長 (旧 市民図書館管理課長)	磯村 義人	令和4年4月1日より 職名変更

委員長=◎ 副委員長=○

資料8 計画検討の経過

開催日	内 容
令和3年 3月29日(月)	令和2年度第2回 青少年問題協議会全体会 子ども・若者未来対策推進計画の策定について 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会の設置について
令和3年 6月29日(火)	令和3年度第1回 子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会 子ども・若者未来対策推進計画の策定について 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査の実施について
令和3年 7月6日(火)	令和3年度第1回 子ども・子育て会議 子ども・若者未来対策推進計画の策定について 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査の実施について
令和3年 7月8日 (木)	令和3年度第1回 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会 委員長・副委員長の選任について 子ども・若者未来対策推進計画の策定について 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査の実施について
令和3年 7月29日(木)	令和3年度第1回 青少年問題協議会全体会 子ども・若者未来対策推進計画の策定について 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査の実施について
令和3年 9月1日(水) 書面開催	令和3年度第2回 子ども・子育て会議 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査について 子ども・若者未来対策推進計画策定における全体スケジュールについて
令和4年 1月26日(水) 書面開催	令和3年度第2回 子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査結果について
令和4年 2月4日(金) 書面開催	令和3年度第2回 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査結果について
令和4年 3月7日(月) 書面開催	令和3年度第2回 青少年問題協議会全体会 子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査結果について 子ども・若者未来対策推進計画の策定について(諮問)
令和4年 7月6日(水)	令和4年度第1回 子ども・子育て会議 子ども・若者未来対策推進計画骨子案及び関連施策について
令和4年 7月7日(木)	令和4年度第1回 子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会 子ども・若者未来対策推進計画骨子案及び関連施策について
令和4年 7月14日(木)	令和4年度第1回 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会 子ども・若者未来対策推進計画骨子案及び関連施策について
令和4年 7月28日(木)	令和4年度第1回 青少年問題協議会全体会 子ども・若者未来対策推進計画骨子案及び関連施策について
令和4年 9月30日(金) 書面開催	令和4年度第2回 子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会 子ども・若者未来対策推進計画(素案)について
令和4年 10月4日(火)	令和4年度第2回 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会 子ども・若者未来対策推進計画(素案)について

開催日	内 容
令和4年 11月2日(水)	令和4年度第3回 子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会 子ども・若者未来対策推進計画(素案)について パブリックコメント(市民等意見募集)の実施について
令和4年 11月4日(金)	令和4年度第3回 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会 子ども・若者未来対策推進計画(素案)について パブリックコメント(市民等意見募集)の実施について
令和4年 12月16日(金)~ 令和5年 1月16日(月)	子ども・若者未来対策推進計画(素案)についてのパブリックコメント(市民等意見募集)実施募集案内:ホームページ掲載、ツイッター投稿、市内公共施設資料設置、小中学校ポスター掲示意見提出人数:5人 意見件数:6件
令和5年 2月7日(火)	令和4年度第4回 子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会 パブリックコメント(市民等意見募集)の結果について 子ども・若者未来対策推進計画(素案)について
令和5年 2月9日(木)	令和4年度第4回 子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会 パブリックコメント(市民等意見募集)の結果について 昭島市子ども・若者未来対策推進計画(素案)について
令和5年 3月7日(火)	令和4年度第2回 青少年問題協議会全体会 パブリックコメント(市民等意見募集)の結果について 昭島市子ども・若者未来対策推進計画答申(案)について

資料9 子ども・若者未来対策推進計画関連事業における令和3年度実績

基本方針 1. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

【施策の方向】1-1 多様な体験・交流活動の推進

子ども・若者が健やかに成長し、創造的な未来を切り拓いていくことができるよう、多様な体験・交流活動を通して、達成感や自己 有用感を得ながら自己肯定感を育み、自ら学び行動する力の向上につながる取組を実施します。また、急激に変化する社会の中で、 その一員としての自立心を持ち、多様な人々と協働して、社会に参画できる力の育成を支援します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
				社会教育課	市立会館 学習室利用者数: 20,870人(全11会館)
1-1-1	3-1-6	学習室における 学習環境の提供	市立会館や市民図書館の学習室において、個人学習やグループ学習ができる環境を提供します。	アキシマ エンシス 管理課	市民図書館 ・学習席利用回数: 14,620 回 ・グループ学習席利用回数: 907 回 ・研究個室利用回数: 4,137 回
1-1-2	3-1-7	市民図書館施設 の充実	誰にでもやさしい施設・設備や幅広い 資料収集による蔵書の充実に努める とともに、ティーンズコーナーにおい ては、中学高校生の調べ学習などがで きる環境を提供します。	アキシマ エンシス 管理課	・誰でもトイレ、拡大読書器、音声コンテンツ等 バリアフリー対応の施設・サービスを提供した。 ・ティーンズ学習室利用回数:500回
1-1-3		中学高校生 の読書フォーラム	高校生による企画実行委員会により、 読書の大切さ、楽しさを考えることを 目的とした読書フォーラムを実施し ます。	アキシマ エンシス 管理課	開催日: 3月27日 参加者数: 15名 実施内容:・中学生によるビブリオバトル ・高校生による本のプレゼンテーション ・記念講演 ・「POP」展示
1-1-4		小学生国内 交流事業の実施	子どもたちが他の都市の子どもたちと交歓、交流し、ふれあいを深めるとともに社会性豊かな人間性を育むことを目的に実施します。	子ども 育成課	実施日: 8月22日、29日 交流先:岩手県岩泉町 参加者数: 8名(小学校4.5.6年生) 実施内容:互いの市町についてクイズやゲームによる 交流 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、リモ ート交流を実施。
1-1-5	3-4-1	青少年とともに あゆむ地区委員会 の支援	様々なイベントを通して、青少年と大 人が地域の中で交流し、協力し連帯す る心を学ぶ機会となる青少年ととも にあゆむ地区委員会の活動を支援し ます。	子ども 育成課	実施月:12月、1月 参加地区数:11地区 実施内容:たこ作り体験 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施 内容の縮小あり。
1-1-6	1-4-2 3-4-5	青少年リーダー 育成事業の推進	小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。	子ども 育成課	①小学生リーダー講習会 実施日数:10日 参加者数:延べ169人 ②昭島リーダーズクラブ 開催日数:4日 会員数:28人 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中学 生リーダー講習会は中止。
1-1-7	3–1–1	児童センターなど における交流の場 ・体験活動の提供	自由に遊び、体験することで自主性・ 社会性・創造性を高めることができる よう子どもたちのニーズに合わせて 活用できる居場所を提供します。	子ども 育成課	①児童センター 利用者数: 27,718 人 (小学生 11,579 人、中学生 4,193 人、高校生 862 人) 体験事業実施回数: 220 回 参加者数: 3,776 人 ②青少年交流センター 利用者数: 5,095 人 (小学生 3,134 人中学生 802 人、高校生 275 人)
1-1-8		各種スポーツ教室 の開催	子ども・若者の健康維持・増進を図る ため、サッカー教室、ダンス教室、テニス教室などのスポーツ・レクリエー ション活動を行い、健やかな成長を支援します。	スポーツ 振興課	子ども若者向けスポーツ教室 開催教室数:18 教室 参加人数:延べ 1, 462 人
1-1-9		競技スポーツ大会 の充実	「市民体育大会」、「新春駅伝競走大会」などの競技大会の充実を図り、スポーツを楽しむ環境づくり及びトップアスリートの育成・支援を推進します。	スポーツ 振興課	市民体育大会 開催競技数: 14 参加人数:延べ4,009人 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新春 駅伝競走大会は中止。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
1-1-10		親子ふれあい スポーツデーの 開催	親子で一緒にスポーツやレクリエー ションを楽しみふれあえる場づくり を推進します。	スポーツ 振興課	* 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
1-1-11	2-4-9	障害のある人が スポーツをする 機会の充実	パラリンピック正式種目であった「ボッチャ」の体験会や大会などを開催し、障害のある人とない人が交流を図る機会の充実を図ります。	スポーツ 振興課	* 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
1-1-12		市民講座の開催	様々な生活や社会課題などをテーマとし、市民自らが考え学習する場として、各種セミナーを開催します。また、市内の企業・活動団体などと連携し、夏・冬・春休みの期間に子ども向け体験教室を開催し、文化・芸術に触れ、学べる機会を提供します。	市民会館・ 公民館	①夏休みわくわく体験教室 開催日数:3日 参加者:延べ58人 ②JAXA 子ども科学教室 開催日数:1日 参加者:16人 ③冬休み親子工作教室 開催日数:1日 参加者:22人 ④春休み親子教室 開催日数:1日 参加者:22人
1-1-13	2-4-10	障害のある青年 の交流講座	障害のある青年たちが健全な青年たちとともに活動し、交流を深め、共生できる社会の実現のため、交流講座の開催により多様な機会の提供と支援に努めます。	市民会館・ 公民館	開催日数:9日 参加者:28人
1-1-14		小学校連合音楽会 の開催	子どもたちが、音楽会での演奏を経験するとともに、他校の演奏にも触れることにより、音楽表現の喜びを味わい、音楽活動への意欲を高められるようにするために、小学校6年生による連合音楽会を開催します。	指導課	* 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 し、各小学校において代替の活動を実施。
1-1-15		小学校展覧会 の開催	子どもたちが、表現及び鑑賞の活動を 通して、感性を働かせたり、作り出す 喜びを味わったりすることにより豊 かな情操を育めるようにするために、 小学校展覧会を開催します。	指導課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 し、昭島市のホームページ上でオンラインによる展覧 会を実施。
1-1-16		中学校合唱コンクールの実施	協力してひとつのものを作り上げることの大切さを学ばせるとともに、音楽表現を通して豊かな情操を育成するために、合唱コンクールを開催します。	指導課	開催校数:4校 開催場所:KOTORI ホール *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2校 は中止。
1-1-17		市内芸術家公募展 未来の芸術家 の卵展の開催	市内在住の芸術家から公募した作品 (絵画・陶芸・写真など)の展示とと もに、未来の芸術家として期待される 小中学生が授業で取り組んだ作品を 展示します。	企画政策課	①芸術家公募展 実施日/実施場所/来場者数 ・1月31日~2月4日/市役所市民ロビー/1,548人 ・2月5日~2月11日/モリタウン/5,189人 展示数:いずれも36作品 ②芸術家の卵展 実施日/実施場所/来場者数 2月12日~2月18日/モリタウン/7,865人 展示数:小学生79作品、中学生304作品

【施策の方向】1-2 情報・消費環境などへの対応力の向上

情報化社会の進展により、多様な人々とのコミュニケーションや必要な知識・情報の収集が可能となり、子ども・若者が過ごす「場」ともなっているインターネット空間などの存在が大きくなっている一方で、有害情報の氾濫、匿名による誹謗中傷、消費者被害、性被害などの負の部分も存在します。子ども・若者自身が危険を予測し、犯罪被害を回避する力を育成するため、セーフティ教室の実施やあらゆる暴力防止の啓発などに取り組みます。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
1-2-1		消費者教育の推進	消費者被害防止に向けた啓発や、消費 者被害に関する相談を行います。	生活コミュ ニティ課	消費生活相談件数:717件
1-2-2		情報モラル教育の 推進	子どもたちが、情報化社会での行動に 責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回 避し、情報を安全に利用できる力を身 につけるために、情報モラル教育を推 進します。	指導課	・各学校において教育活動全体を通して、SNS 東京ノート等を活用し、情報モラルの向上について指導した。 ・セーフティ教室では、SNS やスマートフォンの正しい利用方法について指導した。
1-2-3		デートDV・JK ビジネスなどの 防止啓発	講座・学習会の実施や広報(刊行物・ホームページ)などで、若年層を対象にデートDVやJKビジネスなどの防止啓発に努めます。	女性活躍 支援担当課	①若年層の性暴力被害予防啓発パネル展開催期間:4月1日~30日(若年層の性暴力被害予防月間) ② D V 相談 実施日:12月3日、17日
		ハラスメント防止 に関する広報・ 啓発の推進	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメント・暴力の防止に向けて、講座・学習会の実施や広報(刊行物・ホームページ)などで啓発、情報提供を進めます。	秘書課	・ホームページ、広報にて女性の人権等を含む人権啓発強調事項(法務省)や各種相談先を掲載した。 ・人権パネル展等でのポスター、パンフレットによる情報提供を実施した。
1-2-4				女性活躍 支援担当課	①市職員向け DV 対応研修(動画視聴) 参加者数: 290 人 ②男女共同参画情報誌「Hi あきしま」No.52 による、 啓発及び情報提供 発行部数: 7,000 部 掲載内容: 男女共同参画プラン策定目標 「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」について
1-2-5		性暴力・ストーカー 被害等, 暴力防止の 広報・啓発	女性に対する暴力をなくす運動週間 などでのキャンペーン活動を通じて、 性暴力、ストーカー行為、虐待などあ らゆる暴力を防止するための意識づ くりを進めます。	秘書課	「女性の人権ホットライン」、「性暴力救援センター東京」等について、ホームページ、広報及び人権パネル展等でのポスター・パンフレットによる情報提供を実施した。
1 2 0				女性活躍 支援担当課	啓発パネル展・動画上映 実施日:11月12日~25日 (女性に対する暴力をなくす運動週間) 実施内容:性暴力、ストーカー行為、虐待等防止の 啓発
1-2-6		セーフティ教室 の実施	子どもたちが、SNSに関わる犯罪、 薬物乱用など様々な危険に巻き込ま れないようにするために、学校、家庭、 地域が連携し、セーフティ教室を開催 します。	指導課	セーフティ教室の実施形態を各学校が工夫し、警察や 関係諸機関と連携した犯罪被害防止や万引き防止、 SNS におけるトラブル防止に関する学習を行った。

【施策の方向】1-3 非行防止活動などの推進

人と人とのコミュニケーションを大切にし、警察や学校、地域の様々な関係機関・団体と連携・協力しながら、子ども・若者の非行の未然防止、早期発見・早期対応につながる活動を推進します。また、薬物に関する正しい知識・情報を周知する活動を支援し、薬物乱用防止対策を推進します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
1-3-1		社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止に努め、犯罪のない 地域社会を築くため、広報・啓発活動 や中学生作文コンテストなどを通し て社会を明るくする運動」を推進し ます。	福祉総務課	①啓発パネル展:7月5日~8月2日 ②中学生作文コンテスト:応募者数300人、 入賞者数15人 ③ポスターの配布や横断幕・懸垂幕の掲出による 周知・啓発
1-3-2		薬物乱用防止活動 及び薬物乱用防止 教室の実施	昭島市薬物乱用防止推進協議会の活動を支援し、薬物乱用防止運動を推進します。また、子どもたちに対し、薬物に対する正しい知識を与え、薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響などを理解させるとともに、自己のきようにするために薬物乱用防止教室を実施します。	健康課	①薬物乱用防止ポスター及び標語作成協力依頼 作品数:411点(市内5中学校) ②薬物乱用防止ポスター・標語展 実施時期:9月 実施場所:市役所及び商業施設
				指導課	・全小・中学校で薬物乱用防止教室を実施し、薬物の 害についての理解を深めた。 ・セーフティ教室等を活用し、教員が資料を活用して 指導したり、警察官・学校薬剤師等、薬物乱用防止に ついて専門性の高い講師を活用して実施した。
1-3-3		非行防止の啓発 及び非行防止活動 の支援	「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発を行います。また、青少年の非行を誘発しやすい大型店舗、ゲームセンター、カラオケボックスなどに対し、非行防止の協力依頼やパトロールなどを実施する市民活動を支援します。	子ども 育成課	青少年の非行・被害防止全国強調月間 実施月: 7月 実施内容:広報誌「あきしまの青少年」(7/7号) に強調月間周知記事を掲載。
1-3-4		あいさつ運動 の推進	人と人とのコミュニケーションを深め「ふれあいと思いやりのあるまちづくり」を目指し、生活の基本である「あいさつ」を家庭、学校、地域の中で広げる取組を推進します。	子ども 育成課	あいさつ運動推進強調月間 実施月:4・7・11月 実施内容: ・強調月間周知チラシ配付(3,028部) ・懸垂幕を市役所へ設置。 ・あいさつ運動推進標語旗の設置(13箇所)
1-3-5		青少年健全育成 協力店の指定	青少年が日常的に利用する店舗において「青少年健全育成協力店」として、 非行防止に配慮した営業を通して地域の青少年健全育成活動の協力を依頼します。	子ども 育成課	健全育成協力店指定数:58 店舗
1-3-6	3-2-4	青少年補導連絡会 の支援	各中学校地区において児童生徒の保 護育成活動を実施する青少年補導連 絡会の活動を支援します。	子ども 育成課	補助金交付団体数: 7 団体

【施策の方向】1-4 社会参加、参画機会の充実

子ども・若者が、社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚や主体的に行動する力を身につけることができるよう、社会体験や社会参加、意見の表明、仲間との交流や協働ができる取組を推進します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事 業 内 容	担当課	令和3年度実績
1-4-1		夏休み 体験ボランティア 事業の実施	小中学生がボランティア活動を体験 し、子ども達の奉仕活動や体験活動な どの推進を図るため、社会福祉協議会 が実施するボランティア事業を支援 します。	福祉総務課 (社会福祉 協議会)	ボランティア受入可能施設 (団体) : 20 施設 (団体) *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ボランティアの受け入れは中止。
1-4-2	1-1-6 3-4-5	青少年リーダー 育成事業の推進	小中学生を対象にしたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で、地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。	子ども 育成課	①小学生リーダー講習会 実施日数:10日 参加者数:延べ169人 ②昭島リーダーズクラブ 開催日数:4日 会員数:28人 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中学 生リーダー講習会は中止。
1-4-3		子どもの主張 意見文コンクール の開催	「青少年とともにあゆむ都市宣言」に 基づき、未来の昭島市を思い、明るく 創造的な主張や意見を発表する意見 文コンクールを開催します。	指導課	開催日:10月23日 会場:昭島市役所 市民ホール 参加者数:76名 (児童・生徒数20名、保護者・地域の方24名、学校 関係者18名・教育委員会関係者14名)
1-4-4		青少年善行表彰 の実施	青少年の善い行いや健全育成の協力 者を表彰し、より良い地域社会づくり を推進します。	子ども 育成課	表彰数:16人、2団体 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、表彰 式は中止。
1-4-5		はたちのつどい ~20celebration ~の開催	20歳の節目を迎えた青年で設立された実行委員会が企画・運営し、祝い、交流できる場を提供します。	社会教育課	開催日: 1月10日 開催場所: フォレスト・イン昭和館 参加者数: 686人 参加率: 66.0%
1-4-6		青少年 フェスティバルの 実施	青少年の自立と社会参加への契機として、青少年自らの知恵と行動力を発揮して考察、企画、参加することで地域との交流・ふれあいの場とするイベントを実施します。	子ども 育成課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
1-4-7		ポスター コンクール・ 選挙体験・ 出前授業の実施	明るい選挙啓発ポスターコンクール や青少年フェスティバルなどでの選 挙体験、学校での出前授業を通し、小 中学生や高校生の選挙への関心や主 権者として選挙に臨むための意識を 高めます。	選挙管理 委員会 事務局	ポスターコンクール:応募総数 667 人 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、選挙 体験は中止、出前事業は自粛
1-4-8		人権パネル展 の実施	人権尊重の大切さや豊かな人権感覚を 身につけることを目的に取り組んでい る小学校の「人権の花」運動、小中学 生による「人権標語」、小中学校の人 権の取組、中学生による「人権作文コ ンテスト」入賞作品を展示します。	秘書課	実施日:12月6日~10日(人権週間) 実施場所:昭島市役所 市民ロビー 実施内容:・人権の花運動(2校)、 小中学生の人権標語(62編) ・各小中学校での人権の取組(19校) ・中学生人権作文コンテスト (552編応募のうち入賞作品の2編) ・ポスターの掲示、パンフレットの配布を 実施

【施策の方向】1-5 やりがいを持って働く力の育成

子ども・若者の就労による社会的自立を目指し、職場体験やインターンシップなどにより、勤労観や職業観、社会の一員としての自 覚を養い、やりがいを持って働く力を育成します。また、就労相談を充実させ、困難な状況にある若者の就労を支援します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
1-5-1		職場体験の充実 及び職場体験 受入れ事業所の 確保・拡大	中学校2年生を対象に職場体験を実施し、働くことの意義について理解を深めさせ、勤労観・職業観を育成きるとともに、主体的に進路を選択でついても、主体的に進路を選択でついても職場体底が退伏形肢の一等に近い事業所で働くことを体験させ、す。を事業所で働くことを体験します。とい勤労観・職業観を降成します。そのために中学生職場体験の受入れ事業所の確保に努めます。	指導課	各学校において、職業調べ、身近な人への職業インタビュー、ハローワークの職員による職業講話などを実施した。 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、職場体験は中止。
1-5-2	2-2-2	キャリア・ パスポートの 活用	子どもたちが、学習や生活の見通しを 立て、学んだことを振り返りながら、 新たな学習や生活への意欲につなげ たり、将来の生き方を考えたりするた めに、学年初めや学期末にキャリアア・ パスポート(昭島市版キャリアアルバ ム)を活用した指導を行います。	指導課	各学校において、学年はじめや学期末に、キャリア・パスポートを活用し、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けて、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ったりした。
1-5-3		インターンシップ の実施	大学生などを対象に、市の業務を体験 することにより、学生の就業意識の向 上及び市政に対する理解を深めます。	職員課	実施月:8・9月 実習生:8名 実習日数:2~7日 実習職場数:11 か所
1-5-4		あきしま 就職情報室 における支援	国と市が共同運営する地域密着型の ハローワーク「あきしま就職情報室」 において、専門の職員が就職について の相談や紹介などの支援を行います。	産業活性課	来所者数:8,522 人 新規求職者数:948 人 紹介件数:2,178 件 *あきしま就職情報室では、求人情報の提供についても 実施
1-5-5		ハローワーク等と 連携したミニ就職 面接会	ハローワークや東京しごとセンター 多摩と共催したミニ就職面接会を実 施するなど、企業と就職希望者のマッ チングを行って就労につなげます。	産業活性課	実施回数:3回(しごとセンター多摩共催) 参加者数:延べ135名 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ハロー ワークと共催での就職面接会は中止

【施策の方向】1-6 国際理解・情報教育の推進

今後の大きな社会変化に対応する人材を育成するため、英語などによるコミュニケーション能力を培うとともに、1人1台のICTを活かした個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
1-6-1		中学生海外交流 事業の実施	オーストラリア(パース)にある学校との相互交流を通して、子どもたちの 国際的視野を広げます。新型コロナウ イルス感染症拡大の影響で、直接の往 来が困難な状況を踏まえ、タブレット 端末等ICT機器を用いてオンライ ンでの交流を行います。	教育総務課指導課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現地での相互交流は中止。令和5年度より端末等 ICT 機器を用いたオンライン交流を実施予定。
1-6-2		中学生英語 スピーチ コンテストの実施	英語による中学生の主張・発表の機会 を通して、積極的に英語を使ったコミュニケーションを図ろうとする態度 を育成します。	指導課	実施日:10月23日 実施場所:昭島市役所市民ホール 「子どもの主張意見文コンクール未来をひらく発表 会」において 参加者:中学生15名 実施内容:英語スピーチによる主張・発表
1-6-3		英語村を活用した実践的活動の充実	外国とほぼ同様の環境で英語学習を 行う英語村(立川市)の施設を活用し、 授業で習得した英語力を実際の場面 で使うことにより、英語を学ぶ楽しさ と必要性を体験させ、英語学習の意欲 向上につなげます。	指導課	令和 4 年度新規事業
1-6-4		理数教育に おける各学校の 取組の推進	理科、算数科・数学科における知識・技術を身につけ、それらを活用して、日常生活における様々な科学的事象や未知の課題を探究する学習や、自ら研究した成果を発表する取組を推進します。	指導課	理科、算数・数学科の授業において、科学的事象や未知の課題を探究する課題解決学習と学習成果の発表、 共有を通して、思考力、表現力、判断力等を育成した。
1-6-5		タブレット端末 活用の推進	GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用し、昭島市版「ICT活用マニュアル」に基づき、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを推進します。	指導課	昭島市版「ICT活用マニュアル」に基づき、各教科等の学習や家庭学習を通してタブレット端末に慣れ親しむとともに、プログラミング的思考や情報活用能力を育成した。
1-6-6		情報活用能力 の推進	タブレット端末や図書館を利用した 学習を通して、子どもたちの発達段階 に応じて情報活用能力の育成を図り ます。	指導課	国語・社会・総合的な学習の時間等において、図書館 やタブレット端末を活用した調べ学習を授業に取り 入れ、子どもの情報活用能力を育成した。
1-6-7		プログラミング 教育の推進	子どもたちがプログラミングを体験 しながら、コンピュータに意図した処 理を行わせるために必要な論理的思 考力を身につけるための学習活動を 推進します。	指導課	各教科の内容と関連付けたり、プログラミングを体験 したりしながら、論理的思考力を育成するための学習 活動を行った。

基本方針2. 子ども・若者やその家族の支援

【施策の方向】2-1 適切な支援につなぐ相談機能の強化

子ども・若者の多様な悩みに対応するため、身近で気軽に相談できる体制の充実を図り、支援に関する情報が必要とする人に届くよう周知するとともに、相談者を適切な関係機関につなげることができるよう、対応力の向上と連携強化を図ります。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事 業 内 容	担当課	令和3年度実績
2-1-1		青少年や若者の ための相談支援 窓口の周知	インターネットトラブル、ひきこも り、ヤングケアラー、非行などの青 少年や若者の様々な悩みに対する「若 ナビα」などの相談窓口の周知に努め ます。	子ども 育成課	周知相談機関数:若ナビα他5箇所 周知方法:ホームページ
2-1-2		子どもの状況に 応じた教育・発達 相談と連携及び 支援	18 歳までの子どもに関する教育や発達の悩みなどに関する相談を臨床心理士やスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)などの専門相談員が相談内容に応じて、関係機関と連携し支援します。	子ども 育成課 指導課	教育発達ケース会議開催回数:50回
2-1-3	4-1-5	教育相談体制 の充実	特別な支援の必要性や不登校などの 悩みを抱える子どもたちや保護者へ の適切な支援に向けて、人材確保や各 職員のスキルアップ、職員同士の連携 を通じて、教育相談体制の充実を図り ます。	指導課	教育相談申込件数:371件 就学相談件数:135件(小学校87件、中学校48件)
2-1-4	2-5-7 4-3-6	自立相談支援機関 (くらし・しごとサポートセンター)における 生活・就労相談	失業や経済的な理由などにより生活 に困窮している人に対して、多様な課 題や問題の解決に向け、関係機関と連 携を図り、就労支援、就労準備支援な どにより総合的かつ具体的な支援を 行います。	福祉総務課	①自立相談支援事業 新規支援者数:352人 支援者数:延べ1,322人 ②家計改善支援事業 新規支援者数:56人 支援者数:延べ347人 ③就労準備支援事業 新規支援者数:11人 支援者数:延べ151人
2-1-5		男女共同参画 センターにおける 悩みごと相談	一人一人の生き方を応援する視点に 立ち、直面する困難やDVなど、様々 な問題の相談に応じます。	女性活躍 支援担当課	相談者数:延べ 370 人
2-1-6		こころといのち の相談	こころの不調、悩みごとの相談に応じるとともに、生きづらさの相談やSNSでの専門相談を行う関係機関の周知に努めます。	健康課	相談件数:684件(面談、訪問、電話相談など)
2-1-7		親と子・思春期の 健康相談体制 の充実	親と子の健康について、医師や保健所 と連携し、気軽に相談できる体制の充 実に努めます。また、思春期の心と体 の問題などについて相談体制の確立 に努めます。	健康課	相談件数:58件(10代)
2-1-8		子ども相談 「AKISHIMA キッズナ―」	学校・家族のことなどで悩みを抱える 子どもの相談に応じます。	子ども 育成課	相談件数:2件
2-1-9		女性・男性のため のカウンセリング	夫婦や親子の問題、DVやセクシャル ハラスメント、生き方、人間関係など、 暮らしの中で抱えるさまざまな悩み について、専門のカウンセラー・相談 員が応じます。	女性活躍 支援担当課	相談者数:延べ 95 人
2-1-10		ゲートキーパー 初期研修	自殺リスクのある人のSOSに気づき、 適切な相談機関につなぐためのゲート キーパーの養成研修を実施します。	健康課	研修受講者:96 人

【施策の方向】2-2 教育と生活の支援

学ぶ意欲があっても、家庭の経済的な事情などで叶わない子ども・若者のための学びの機会の確保や、子ども・若者の居場所を兼ねた学びの場を提供するとともに、将来のキャリア形成を見据えた学びを支援します。家庭の様々な事情により、生活環境が整っていない子ども・若者の暮らしを地域全体で支援します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
2-2-1	3-1-4 4-1-1 4-2-4	子どもの学習・ 生活支援事業	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課	登録者数:19 人 実施回数:44 回 参加者数:延べ322 人
2-2-2	1-5-2	キャリア・ パスポートの活用	子どもたちが、学習や生活の見通しを 立て、学んだことを振り返りながら、 新たな学習や生活への意欲につなげ たり、将来の生き方を考えたりするために、学年初めや学期末にキャリア・ パスポート(昭島市版キャリアアルバム)を活用した指導を行います。	指導課	各学校において、学年はじめや学期末に、キャリア・パスポートを活用し、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けて、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ったりした。
2-2-3	4-1-7	土曜日・ 放課後補習の実施	学校と教育委員会が連携して、土曜日 や放課後などに子どもたちの学習状 況に応じて補習を行い、確かな学力の 定着を図ります。	指導課	①土曜日補習教室: 実施校:小学校 12 校、中学校 2 校 実施回数:小学校 35 回、中学校 4 回 ②放課後補習教室: 実施校:小学校 8 校、中学校 1 校 実施回数:小学校 37 回、中学校 7 回 ③英語検定補習教室: 1次対策実施回数:2回 2次対策実施回数:2回
2-2-4	3-1-3	放課後子ども教室 の開催	放課後などに子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもや地域指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	子ども 育成課	開催日数:1,063日 登録児童数:2,602人(全13校)
2-2-5	3-1-2 4-2-5	子ども食堂 推進事業	子どもや保護者へ食事を提供し、地域 とのつながりを継続する取組を実施 する民間団体の活動を支援します。	子ども 育成課	補助交付団体数:4団体

【施策の方向】2-3 児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応

学校内外での相談や、不登校の悩みを抱える子どもたちと保護者への支援に向けて相談体制を整備するとともに、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となっていじめの防止に向けて取り組みます。ひきこもりの状態やヤングケアラーについては、一人一人の状況に応じた適切な支援につながるよう幅広い情報の提供などに取り組みます。また、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待防止に取り組みます。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
2-3-1		教育支援室の指導 体制と指導内容の 充実	教育支援室における指導体制と指導 内容を充実させ、不登校及び不登校傾 向にある子どもたちの課題にきめ細 かく対応するとともに、社会的自立に 向けた支援を行います。	指導課	教育支援室通室数: 36 名 (小学生 16 名・中学生 20 名)
2-3-2	4-1-3	スクール カウンセラー の全校配置	いじめや不登校、暴力などの問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置します。	指導課	配置数:19名(市立学校全19校)
2-3-3	4-1-4	スクール・ ソーシャル・ ワーカー (SSW) の派遣	教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について、関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。	指導課	配置数:3名(教育・発達総合相談) 関係機関とのケース会議への出席:延べ 23 回
2-3-4		いじめ問題対策 委員会及び いじめ問題防止 会議の開催	昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき設置し、昭島市の基本的ないじめ防止などのための調査や研究、効果のある対策を検討するために専門的な立場から議論を行い、昭島市のいじめ問題対きれないという意識を発活動、いじめの未然防止、早期対応の取組、関係機関・団体との連携などについて協議し、いじめ防止に向けた取組を推進します。	指導課	①いじめ問題対策委員会 開催回数:2回(7・3月)②いじめ問題防止会議 開催回数:3回(5・12・3月)③その他 ・中学生生徒による「いじめ防止ポスター」の作成及び市内学校等への掲示 ・家庭版「いじめサイン発見シート」の配布 ・「いじめに関する授業」「いじめに関する研修」の実施(各年間3回以上) ・「いじめアンケート」の実施(年間3回以上)
2-3-5	3-2-1	生活困窮者支援 調整会議における 関係機関の連携	生活困窮者など支援が必要な方や家 庭に対して、関係機関が連携して効果 的かつ包括的な支援を行います。	福祉総務課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止
2-3-6		ひきこもりなど に関する支援	ひきこもりなどで悩んでいる当事者 の方や家族、関係機関などの相談に応 じ、当事者や家族の状況やニーズに基 づいた支援方法を検討し、関係機関と 連携して社会参加への支援に努めま す。また、支援に必要な情報の提供を 進めます。	福祉総務課	相談に関するホームページの新規開設及びリーフレットの新規作成による周知・啓発を実施した。
2-3-7		ヤングケアラーに 関する支援	ヤングケアラーに関する周知を図る とともに、家族の問題を抱え、生活に 支障をきたしている子ども・若者への 支援に必要な情報の提供を進めます。	子ども 育成課	令和5年度新規事業
2-3-8	3-2-2	要保護児童対策 地域協議会に おける関係機関 の連携	被虐待、養育困難など支援が必要な児 童に対して、関係機関が連携して効果 的な対応を行います。	子ども 育成課	要保護児童対策地域協議会開催回数 ・代表者会議 1 回 ・実務者会議 4 回 ・個別ケース検討会議 135 回
2-3-9		児童虐待防止に 関する周知啓発	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待 防止に向けた周知啓発を行います。	子ども 育成課	児童虐待防止月間:11月 啓発方法:広報での周知啓発、児童虐待防止講演会
2-3-10	4-1-8	合同学校相談会 への協力・周知	不登校などの課題を抱え、進路に悩む 小中学生や保護者などを対象に各種 学校の案内をする合同学校相談会(立 川市主催)の開催に協力し、参加の周 知を図ります。	子ども 育成課	相談会:第6回合同相談会 開催日:11月21日 会場:東京都立砂川高等学校

【施策の方向】2-4 障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援

特別な支援を必要とする子ども・若者が地域で安心して自立した生活を送ることができ、障害の有無や国籍に関わらず、共生できる社会の実現のため、地域における相互理解を進めるとともに交流の機会を大切にし、生活・教育・就労など個々の状況に応じた適切かつ効果的な支援に取り組みます。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
2-4-1		子育てサポート ファイル・ 学校生活支援 シートの活用	ライフステージの変わり目などに切れ目のない適切な支援及び必要な支援を行うため、これまでの発達の様子や支援の内容を記録し、関係機関の情報共有、連携に努めます。	子ども 育成課 指導課	①子育てサポートファイル配布枚数:101 枚 ②学校生活支援シート活用校数:19 校
2-4-2		特別支援教育 の推進	発達障害を含めた特別な支援を必要とする子どもをトータルな面から支援し、一人一人の教育ニーズを把握してもてもである。 生活や学習の困難の改善や克服につながる取組を進めます。	指導課	①特別支援学級担任研修(知的障害特別支援学級対象) 実施回数:3回(6・9・1月) ②特別支援学級担任研修(自閉症・情緒障害特別支援 学級及び特別支援教室対象) 実施回数:4回(4・9・11・1月) ③特別支援教育コーディネーター研修 実施回数:3回(5・8・2月)
2-4-3		日本語指導の実施	外国籍の子どもたちや帰国子女に対 して、日本語指導が必要な場合、日本 語指導員を各学校に派遣します。	指導課	①小学校 実施人数:5人 実施回数:95回 (中国語、英語、ベンガル語) ②中学校 実施人数:4人 実施回数:97回 (中国語、英語)
2-4-4		放課後等 デイサービス の推進	学校に就学中の障害のある子どもを 対象に、生活能力の向上のために必要 な訓練、社会との交流の促進その他必 要な支援を行います。	障害福祉課	利用人数:月平均 236人 利用日数:月平均 2,995日
2-4-5		障害者就労支援 事業	障害のある方の一般就労の機会の拡 大を図るとともに、安心して継続的に 働き続けられるようにするために、関 係機関との連携を図り、就労面と生活 面の一体的支援を提供する障害者就 労支援事業を実施します。	障害福祉課	新規就職者数:25 人
			生活の安定を支援するための障害年 金制度や児童育成手当(障害手当)・ 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・ 重度心身障害者手当・心身障害者福 祉手当・特殊疾病者福祉手当などの 周知に努め、適切な手当の支給を行 います。	障害福祉課	①特別児童扶養手当 支給件数:135件 ②特別障害者手当 支給人数:延べ1,357人 ③障害児福祉手当 支給人数:延べ550人 ④心身障害者福祉手当 支給人数:延べ17,764人 ⑤特殊疾病者福祉手当支給人数:1,121人
2-4-6		の支給		保険年金課	周知方法 ①「障害基礎年金」の紹介リーフレットを庁舎窓口に 設置 (2か所) ②広報あきしま令和4年1月1日・15日合併号に掲載 ③昭島市ホームページに掲載
				子ども 子育て 支援課	児童育成手当(障害手当) 支給人数:延べ 1, 254 人
2-4-7		医療費の助成	自立支援医療費助成、難病医療費助成、心身障害者医療費助成など、特定の疾病や難病、重度の心身障害の治療にかかる医療費の一部を助成します。	障害福祉課	①自立支援医療費助成 受給者証所持者数:2,262人 ②難病医療費助成 取扱件数:1,308件 ③心身障害者医療費助成 受給者数:1,026人

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
2-4-8		障害のある方・ 家庭への支援 の充実	障害のある方が地域で安心して自立 した生活を送ることができるよう居 宅介護、重度訪問介護、同行援護、行 動援護などの訪問系サービスや適所 施設などにおける創作活動や生産活 動及び身体機能の向上を図る訓練な どの機会の提供及び居住の場の確保 支援を行います。	障害福祉課	①居宅介護 利用帝間:月平均 1,890 時間 ②就労継続支援(B型) 利用者数:月平均 309 人 利用日数:月平均 4,802 日 ③共同生活援助(グループホーム) 利用人数:月平均 141 人
2-4-9	1-1-11	障害のある人が スポーツをする 機会の充実	パラリンピック正式種目であった「ボッチャ」の体験会や大会などを開催し障害のある人とない人が交流を図る機会の充実を図ります。	スポーツ振興課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止
2-4-10	1-1-13	障害のある青年 の交流講座	障害のある青年たちが健全な青年たちとともに活動し、交流を深め、共生できる社会の実現のため、交流講座の開催により多様な機会の提供と支援に努めます。	市民会館・ 公民館	開催日数:9日 参加者:28 人

【施策の方向】2-5 親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援

親が自信を持って子どもに向き合い、子どもが安心して過ごすことができるよう、家庭における親育ちを応援します。経済的な困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないよう、子育て家庭を経済的に支援します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令和3年度実績
2-5-1		家庭・地域等に おける性の尊重に 関する学習機会の 提供	講座・学習会の実施や広報(刊行物・ホームページ)などを通じて、家庭・地域における性教育の充実に努めます。	女性活躍 支援担当課	①ワークショップの開催 開催日:11月13日 内容:「生理の貧困といのちのはなし」 ②男女共同参画情報誌「Hi あきしま」No.52特集 内容:生理の貧困 発行部数:7,000部 *中学生等も含め幅広く配付し周知を実施した。
2-5-2	4-1-2 4-4-4	被保護者自立促進 事業	生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、 大学などへの進学を目指す高校3年 生の大学などの受験料を支給します。	生活福祉課	①学習環境整備支援件数:16件 ②就職支援件数:1件
2-5-3	4-4-7	教育費の援助	公立の小中学校に通学する子どもの いる世帯で経済的な事情で教育費の 支出が困難な世帯や生活保護世帯に 対し、学用品費や校外活動費、給食費 などの教育に係る費用の一部を補助 します。	教育総務課 (学務担当)	①小学校 受給児童数: 853 人 支給額: 57, 073, 095 円 ②中学校 受給生徒数: 467 人 支給額: 52, 440, 358 円
2-5-4	4-1-6 4-4-8	奨学金の給付・ 貸付	経済的理由により高等学校などへの 修学が困難な方を対象に学資の一部 を給付や貸し付けをします。	教育総務課 (学務担当)	①給付型 ・入学準備金 給付人数:9人 給付額:54,000円 ・奨学金 給付人数:25人 給付額:2,493,700円 ②貸付 ・高校生 貸付人数:1人 貸付額:120,000円 ・大学生 貸付人数:1人 貸付額:360,000円
2-5-5	4-4-6	受験生チャレンジ 支援貸付事業	一定の所得額以下の世帯の中学校3 年生及び高校3年生の進学を支援するため、社会福祉協議会と連携し、学習塾の費用や受験料を無利子で貸し付けをします。	福祉総務課 (社会福祉 協議会)	①相談件数:937件 ②学習塾等受講料貸付件数:38件 (中学3年生27件、高校3年生11件) ③受験料貸付件数:42件 (中学3年生27件、高校3年生15件)
2-5-6		義務教育就学児 医療費助成	小中学生の児童生徒を対象に、医療費 (保険診療)の自己負担分の一部を助成します。	子ども 子育て 支援課	医療費給付件数:延べ81,052件 助成額:169,371,929円
2-5-7	2-1-4 4-3-6	自立相談支援機関 (くらし・しごとサポートセンター) における 生活・就労相談	失業や経済的な理由などにより生活 に困窮している人に対して、多様な課 題や問題の解決に向け、関係機関と連 携を図り、就労支援、就労準備支援な どにより総合的かつ具体的な支援を 行います。	福祉総務課	①自立相談支援事業 新規支援者数:352人 支援者数:延べ1,322人 ②家計改善支援事業 新規支援者数:56人 支援者数:延べ347人 ③就労準備支援事業 新規支援者数:11人 支援者数:延べ151人
2-5-8	4-3-4	生活保護受給者に対する就労支援	就労阻害要因がなく、意欲がある生活 保護受給者に対し、自立支援員が、就 労支援プログラムによる支援を行う とともに、ハローワークと連携した就 労支援を実施します。	生活福祉課	就労支援者数:87名 (就労決定者29名、保護廃止者4名、就労支援継続者54名)
2-5-9	4-3-5	被保護者就労準備 支援事業 (就労支援事業)	生活保護受給者の就労を支援するための無料相談やパソコン教室、セミナーなどの開催、作業体験、ボランティア体験や就労体験の機会の提供を行います。	生活福祉課	支援者数:7名 訪問支援者数:0名
2-5-10		児童虐待防止 講演会・児童発達 支援講演会の実施	子育ての中で親が抱える様々な悩みの軽減につながるよう、社会状況やニーズに応じたテーマを捉え、専門家による講演会を実施し、子どもの育ちに関わる親の応援に努めます。	子ども 育成課	①児童虐待防止講演会実施回数:1回 ②児童発達支援講演会実施回数:2回

【施策の方向】2-6 ひとり親家庭への支援

経済的困難な子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないよう、ひとり親家庭を経済的に支援します。また、ひとり親が就 労により生活基盤を安定させ、自立することを目指すため、経済的支援と併せた就労を支援するとともに、関係機関との支援体制の 充実を図り、重層的な支援を行います。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
2-6-1		ひとり親家庭 相談体制の充実	ひとり親家庭などの悩みを解消する ため、母子・父子自立支援員などによ る相談を実施するとともに支援体制 の充実を図ります。	子ども 子育で 支援課 女性活躍 支援担当課	相談件数:延べ1,516件
2-6-2	4-4-1	手当の支給	ひとり親家庭などでの児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を 図るため、児童扶養手当・児童育成手 当を支給します。	子ども 子育て 支援課	①児童扶養手当 支給児童数:延べ15,705件 支給額424,569,210円 ②児童育成手当(育成) 支給児童数:延べ20,924人支給額:282,474,000円 ③児童育成手当(障害) 支給児童数:延べ1,254人 支給額:19,437,000円
2-6-3	4-4-2	ひとり親家庭等 の医療費の助成	ひとり親家庭などの健康を維持し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等 医療費助成を実施し、医療費の一部を 助成します。	子ども 子育て 支援課	医療証交付数: 761 世帯 1,632 人 医療費給付件数:延べ18,247 件 助成額: 44,811,834 円
2-6-4	4-4-3	母子父子福祉資金 の貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を 図るため、各種福祉資金の貸し付けを 行います。	子ども 子育て 支援課	貸付件数:103件 貸付額:53,074,226円
2-6-5	4-2-2	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス	家事、育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームへルパーを派遣します。	子ども 子育て 支援課	派遣世帯数:7世帯 派遣回数:延べ387回
2-6-6	4-3-2	自立支援教育訓練給付金事業	就業を目的とした教育訓練講座を受 講して修了した場合に、受講料の一部 を支給します。	子ども 子育て 支援課	支給件数: 3件 支給額: 665,001円
2-6-7	4-3-3	高等職業訓練促進 給付金等事業	就職に有利となる国家資格の取得を する際、生活を支援するための給付金 を一定の期間支給します。	子ども 子育て 支援課	支給件数: 6件 支給額: 8,183,000円
2-6-8	4-3-1	ひとり親家庭 自立支援 プログラム事業	就職・転職を希望するひとり親家庭の 方を対象に、自立・就労支援のための 個々の状況に応じた自立支援プログラ ムを策定し、市とハローワークなどの 関係機関と連携しながら支援します。	女性活躍 支援担当課	問い合わせが数件あったものの、実施には至らなかった。
				水道部 下水道課	上下水道の基本料金 上水道免除件数:延べ4,845件 下水道免除件数:延べ4,854件
				ごみ対策課	ごみの持込手数料 免除件数:271件
2-6-9		各種手数料などの減免・免除	児童扶養手当、特別児童扶養手当の受 給世帯に対し、上下水道基本料金及び ごみなどの持込手数料の減免、粗大ご み処理手数料の免除、指定収集袋の一	清掃センター	①粗大ごみ処理手数料 免除件数:178 件 ②指定収集袋の一定枚数無料交付 通知世帯数:988 世帯
		יאט טראשור.	た枚数無料交付、自転車等駐車場使用 料の免除を行います。	子ども 子育て 支援課	児童扶養手当の申請時に各種減免等の案内を行って いる。
				交通対策課	自転車等駐車場使用料 免除受付件数:532件
				障害福祉課	障害者手帳の交付時に各種減免等の案内を行っている。
2-6-10		都営住宅優遇 抽せん入居制度や ひとり親入居支援 策の情報提供	都営住宅の優遇抽せん入居制度や、スマホやパソコンから申込可能な毎月 募集制度など、ひとり親世帯支援策についての情報を提供します。	都市計画課	通常募集:年4回(優遇抽せん有り) 地元割当募集:年4回 毎月募集:毎月16日更新の情報提供
2-6-11		児童扶養手当現況 届出時における 集中相談	児童扶養手当の現況届を提出に来庁 するひとり親などの方々からの相談 に応じます。	子ども 子育で 支援課 女性活躍 支援担当課	児童扶養手当の現況届時に問い合わせはあったもの の、相談とはならなかった。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令和3年度実績
2-6-12		養育費相談	ひとり親家庭などへ養育費について の周知を図り、専門相談先の情報提供 やひとり親支援関係機関との連携に よる相談会の実施に努めます。	女性活躍 支援担当課	①養育費相談支援センター専門相談員によるセミナーを開催 開催回数: 1回 参加者数: 3人 ②ひとり親はあと専門相談員による個別相談会を開催 開催回数: 1回 参加者数: 5人
2-6-13	4-4-5	生活保護世帯 に対する 健全育成事業	生活保護受給世帯の小中学生に夏季 健全育成費、学童服などの購入費、修 学旅行支度金などを支給します。	生活福祉課	①夏季健全育成費支給事業 支給件数:129件 ②学童服、運動衣代支給事業 支給件数:227件 ③修学旅行支度金支給事業 支給件数:37件
2-6-14		就労支援情報 の提供	ひとり親を含む子育で中の女性など に対するきめ細かな就労支援を実施 するマザーズハローワークなど、各種 相談先の周知に努めます。	産業活性課	①専門家相談や各種セミナー(マザーズハローワーク、女性しごと応援テラス 多摩ブランチ実施)のチラシ等設置による周知 ②令和4年度セミナー(女性しごと応援テラス 多摩ブランチ共催)実施の準備 ③就職支援セミナー(ハローワーク立川主催)を開催実施援所・勤労商工市民センター実施日:毎月第2水曜日(4月を除く) ④あきしま雇用・労働相談を実施実施日:毎月第2土曜日
				子ども 子育て 支援課 女性活躍 支援担当課	ひとり親家庭等における就労相談について、充実した 内容をひとり親家庭のしおりに掲載、配布することに より周知に努めた。

基本方針3. 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援

【施策の方向】3-1 居場所づくりと地域連携の推進

子ども・若者が安全・安心に過ごし、様々な活動や体験、地域での交流ができる居場所づくりなどの取組を支援するとともに、地域全体で子ども・若者を見守り支える環境づくりを推進します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事 業 内 容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
3-1-1	1-1-7	児童センターなど における交流の場 ・体験活動の提供	自由に遊び、体験することで自主性・ 社会性・創造性を高めることができる よう子どもたちのニーズに合わせて 活用できる居場所を提供します。	子ども 育成課	①児童センター 利用者数:合計 27,718 人 (小学生 11,579 人、中学生 4,193 人、高校生 862 人) 体験事業実施回数: 220 回、参加者:3,776 人 ②青少年交流センター 利用者数:5,095 人 (小学生 3,134 人、中学生 802 人、高校生 275 人)
3-1-2	2-2-5 4-2-5	子ども食堂 推進事業	子どもや保護者へ食事を提供し、地域 とのつながりを継続する取組を実施 する民間団体の活動を支援します。	子ども 育成課	補助交付団体数: 4 団体
3-1-3	2-2-4	放課後子ども教室の開催	放課後などに子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもや地域指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	子ども 育成課	開催日数:1,063 日 登録児童数:2,602 人(全13 校)
3-1-4	2-2-1 4-1-1 4-2-4	子どもの学習・ 生活支援事業	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課	登録者数: 19 人 実施回数: 44 回 参加者数: 延べ 322 人
3-1-5		生きづらさを 支えるグループ 支援事業	39歳までの生きづらさを抱えた方に 対する重層的な支援体制として、専門 的なグループ支援事業を実施します。	健康課	令和4年度新規事業
			市立会館や市民図書館の学習室にお	社会教育課	市立会館 ・学習室利用者数: 20,870 人(全11会館)
3-1-6	1-1-1	学習室における 学習環境の提供	いて、個人学習やグループ学習ができ る環境を提供します。	アキシマ エンシス 管理課	市民図書館 ・学習席利用回数: 14,620 回 ・グループ学習席利用回数: 907 回 ・研究個室利用回数: 4,137 回
3-1-7	1-1-2	市民図書館施設 の充実	誰にでもやさしい施設・設備や幅広い 資料収集による蔵書の充実に努める とともに、ティーンズコーナーにおい ては、中学高校生の調べ学習などがで きる環境を提供します。	アキシマ エンシス 管理課	・誰でもトイレ、拡大読書器、音声コンテンツ等バリアフリー対応の施設・サービスを提供した。 ・ティーンズ学習室利用回数:500回
			都市公園、児童遊園、子どもの広場な どの整備・充実、健全で安全な遊び場	子ども 育成課	子どもの広場数:5箇所 安全点検:8・11・3月に実施
3-1-8		公園、児童遊園 などの整備の充実	の提供を継続します。また、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具などの安全点検を強化します。	管理課	都市公園数: 42 箇所・児童遊園数: 49 箇所 その他広場数: 2 箇所 安全点検: 年間を通じ定期的に専門業者や職員により 実施
3-1-9		市民総合交流拠点 施設整備による 居場所や交流の場 の提供	図書館分館や貸室など多様な機能と 学習コーナー、キッズコーナー、ラウ ンジなどのフリースペースを設ける 市民総合交流拠点施設を整備し、居場 所や多世代の交流の場を提供します。	市民総合 交流拠点 施設建設 担当	市民総合交流拠点施設整備方針策定(令和3年8月)

【施策の方向】3-2 地域社会における関係機関の連携強化

社会全体、地域全体で子ども・若者を育てる機運を高め、困難を抱える子ども・若者を重層的・効果的に支援するため、ネットワークの構築に努めるとともに、子ども・若者の現状や対応すべき課題に対して、関係機関や支援者の持つ専門性や強みを共有し、連携を強化します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
3-2-1	2-3-5	生活困窮者支援 調整会議における 関係機関の連携	生活困窮者など支援が必要な方や家庭に対して、関係機関が連携して効果的かつ包括的な支援を行います。	福祉総務課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
3-2-2	2-3-8	要保護児童対策 地域協議会に おける関係機関 の連携	被虐待、養育困難など支援が必要な児 童に対して、関係機関が連携して効果 的な支援を行います。	子ども 育成課	要保護児童対策地域協議会開催回数 ・代表者会議 1 回 ・実務者会議 4 回 ・個別ケース検討会議 135 回
3-2-3		青少年問題協議会 における関係機関 の連携	青少年をとりまく状況などを総合的に調査審議し、青少年に関する総合的施策の基本方針及び重点活動項目に反映させるとともに、関係行政機関相互の連絡調整を円滑に図ります。	子ども 育成課	青少年問題協議会全体会開催回数:2回 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第2 回会議は書面開催。
3-2-4	1-3-6	青少年補導連絡会 の支援	各中学校地区において児童生徒の保 護育成活動を実施する青少年補導連 絡会の活動を支援します。	子ども 育成課	補助金交付団体数: 7 団体
3-2-5		薬物乱用防止推進 協議会の支援	危険ドラッグや薬物乱用防止の啓発 活動をする薬物乱用防止推進協議会 の活動を支援します。	健康課	啓発活動の一環として、中学生が考案した標語を印字 したウエットティッシュを作成し、薬物乱用防止推進 協議会の活動を支援した。
3-2-6		昭島市自殺対策 ネットワーク会議	庁内の関連部署において、自殺対策計 画の進捗状況管理や情報共有を図り、 自殺対策の推進を図ります。	健康課	*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。

【施策の方向】3-3 安全・安心な環境の整備

子ども・若者を犯罪などの被害から守り、自らの安全を守ることができるよう学校や地域と連携して、安全・安心な環境の整備に努めます。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事 業 内 容	担当課	令和3年度実績
3-3-1	-1	交通安全教室・セーフティ教室	園、保育所、学校などで「交通安全教	交通対策課	①中学生自転車交通安全教室 実施校:瑞雲中学校 参加人数:380人 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施 予定であった福島中学校は中止 ②交通安全教育用ぬりえ・反射材の配布 幼稚園・保育園(30か所) 1,000冊
		の実施	ど様々な危険に巻き込まれないようにするために、学校、家庭、地域が連携し、セーフティ教室を開催します。	指導課	①交通安全教室の実施 実施箇所: 市内全小学校及び中学校2校 ②セーフティ教室の実施 実施箇所: 全小中学校
3-3-2		危険箇所点検運動 の推進	各小学校地区委員会が中心となり、市内の危険箇所を点検し、青少年への注意喚起のための看板設置や関係機関へ整備の要請などを行います。	子ども 育成課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
			犯罪の防止や予防効果を高めるとと もに、犯罪及び事故発生時の事件解明	生活コミュ ニティ課	防犯カメラ設置台数 駅前街頭:25 台
3-3-3		防犯カメラの整備	などを目的として、市内周辺や小学校 の通学路の上に設置した防犯カメラ の整備をします。	教育総務課 (学務担当)	防犯カメラ設置台数 通学路上:75台
3-3-4		携帯メール情報 サービスの配信	市内で発生した災害や避難などの緊急情報を配信する「昭島市携帯メール情報サービス」を活用し、不審者や犯罪に関する情報をメール配信します。	防災課 生活コミュ ニティ課	不審者犯罪情報メール配信回数:10回
3-3-5		街路灯整備事業 の推進	街を明るくして、夜間における犯罪の 発生を防止するとともに、市民の交通 の安全確保を図るため、街路灯のLE D化の推進や適切な維持管理に努め ます。	交通対策課	街路灯(蛍光灯・水銀灯等) LED 化器具交換数: 1,534 基
3-3-6		「通学路安全 連絡員」・ 「ピーポくんの家」 協力者の登録	児童、生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、通学区域を中心に見守るボランティア「通学路安全連絡員」や児童・生徒が緊急時に助けを求めることができる「ピーポくんの家」協力者の登録を行っています。	教育総務課(学務担当)	通学路安全連絡員登録者:1,037人 ピーポくんの家登録件数:510件
3-3-7		スクールガード・ リーダー等による 見守り活動の実施	通学路における子どもたちの安全確保を図り、子どもたちを犯罪から守るために、スクールガード・リーダーによる巡回指導や地域住民、保護者による見守り活動の充実を図ります。	教育総務課 (学務担当)	スクールガード・リーダー数:6人 巡回指導校数:小中学校全 19 校 巡回回数: 1 校当たり年間 6 回

【施策の方向】3-4 地域における多様な担い手の育成と支援

子ども・若者の学習や様々な体験活動が充実するよう、地域の多様な分野で活躍する人材を地域の担い手として育成し支援します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
3-4-1	1-1-5	青少年とともに あゆむ地区委員会 の支援	様々なイベントを通して、青少年と大 人が地域の中で交流し、協力し連帯す る心を学ぶ機会となる青少年ととも にあゆむ地区委員会の活動を支援し ます。	子ども 育成課	補助金交付団体数 12 小学校地区、6 中学校地区
3-4-2		青少年委員活動 の推進	青少年教育への協力、余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者や地域活動を行う青少年委員に対する支援を 行います。	子ども 育成課	青少年委員の会開催回数:11回 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、うち 3回は書面開催。
3-4-3		民生委員・ 児童委員活動への 支援	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。	福祉総務課	相談支援件数:806件(59件) その他の活動件数:6,474件(642件) 活動日数:延べ12,531日(1,083日) ※()内は主任児童委員分(再掲)
3-4-4		青少年健全育成 協力者 感謝状贈呈事業	青少年の指導育成、青少年をめぐる社会環境の浄化、青少年を健全に育成するための活動など、青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に感謝状を贈呈し、青少年健全育成の一層の理解と推進を図ります。	子ども 育成課	健全育成協力者感謝状贈呈数:7人
3-4-5	1-1-6 1-4-2	青少年リーダー 育成事業の推進	小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。	子ども 育成課	①小学生リーダー講習会 実施日数:10日 参加者数:延べ169人 ②昭島リーダーズクラブ 開催日数:4日 会員数:28人 *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中学 生リーダー講習会は中止。
3-4-6		図書ボランティア の育成・確保	子どもの読書活動を支える市民ボラ ンティアの育成・確保を図ります。	アキシマ エンシス 管理課	*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民ボランティアの新規募集や活発な活動を促すことはかなわなかったが、感染症拡大防止に配慮しながら読み聞かせの機会を設ける等、活動が途切れることのないよう下支えした。

基本方針4. 子どもの貧困対策

【施策の方向】4-1 教育の支援

次世代を担う全ての子どもが、家庭の状況に関わらず、本来備えている学ぶ意欲と能力を発揮するため、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう応援します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事 業 内 容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
4-1-1	2-2-1 3-1-4 4-2-4	子どもの学習・ 生活支援事業	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課	登録者数: 19 人 実施回数: 44 回 延べ参加者数: 322 人
4-1-2	2-5-2 4-4-4	被保護者自立促進 事業	生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、 大学などへの進学を目指す高校3年 生の大学などの受験料を支給します。	生活福祉課	①学習環境整備支援件数:16件 ②就職支援件数:1件
4-1-3	2-3-2	スクール カウンセラー の全校配置	いじめや不登校、暴力などの問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置します。	指導課	配置数:19名(市立学校全19校)
4-1-4	2-3-3	スクール・ ソーシャル・ ワーカー (SSW) の派遣	教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について、関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。	指導課	配置数: 3名(教育・発達総合相談) 関係機関とのケース会議への出席:延べ23回
4-1-5	2-1-3	教育相談体制 の充実	特別な支援の必要性や不登校などの 悩みを抱える子どもたちや保護者へ の適切な支援に向けて、人材確保や各 職員のスキルアップ、職員同士の連携 を通じて、教育相談体制の充実を図り ます。	指導課	教育相談申込件数:371件 就学相談件数:135件(小学校87件、中学校48件)
4-1-6	2-5-4 4-4-8	奨学金の給付・ 貸付	経済的理由により高等学校などへの 修学が困難な方を対象に学資の一部 を給付や貸し付けをします。	教育総務課(学務担当)	①給付型 ・入学準備金 給付人数: 9人 給付額: 54,000 円 ・奨学金 給付人数: 25 人 給付額: 2,493,700 円 ②貸付 ・高校生 貸付人数: 1人 貸付額: 120,000 円 ・大学生 貸付人数: 1人 貸付額: 360,000
4-1-7	2-2-3	土曜日・ 放課後補習の実施	学校と教育委員会が連携して、土曜日 や放課後などに子どもたちの学習状 況に応じて補習を行い、確かな学力の 定着を図ります。	指導課	①土曜日補習教室: 実施校:小学校 12 校、中学校 2 校 実施回数:小学校 35 回、中学校 4 回 ②放課後補習教室: 実施校:小学校 8 校、中学校 1 校 実施回数:小学校 37 回、中学校 7 回 ③英語検定補習教室: 1次対策実施回数:2回 2次対策実施回数:2回
4-1-8	2-3-10	合同学校相談会への協力・周知	不登校などの課題を抱え、進路に悩む 小中学生や保護者などを対象に各種 学校の案内をする合同学校相談会(立 川市主催)の開催に協力し、参加の周 知を図ります。	子ども 育成課	相談会:第6回合同相談会 開催日:11月21日 会場:東京都立砂川高等学校

【施策の方向】4-2 生活の支援

親の妊娠・出産期からの切れ目ない支援を届けるため、相談支援や子どもや保護者の交流の場となる居場所づくりの支援、生活の安定に資する支援を実施します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
4-2-1		ショートステイ 事業	保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加や仕事による出張などで家庭において一時的に養育が困難な1歳6か月から小学生までのお子さんを預かります。	子ども 育成課	ショートステイ利用者数: 77 人
4-2-2	2-6-5	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス	家事、育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームへルパーを派遣します。	子ども 子育て 支援課	派遣世帯数:7世帯 派遣回数:延べ387回
4-2-3		養育支援ヘルパー	母親の産前産後又は保護者の育児不 安や体調不良で家事や育児をするこ とが難しい時などにヘルパーを派遣 して援助します。	子ども 育成課	育児支援ヘルパー利用者数:43 人
4-2-4	2-2-1 3-1-4 4-1-1	子どもの学習・ 生活支援事業	小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課	登録者数: 19 人 実施回数: 44 回 参加者数: 延べ 322 人
4-2-5	2-2-5 3-1-2	子ども食堂 推進事業	子どもや保護者へ食事を提供し、地域 とのつながりを継続する取組を実施 する民間団体の活動を支援します。	子ども 育成課	補助交付団体数:4団体
4-2-6		ゆりかご・ あきしま面談 の実施	妊娠届を提出した妊婦に対し保健 師・助産師が面談を行い、支援が必要 と判断される家庭に対し相談を受け るとともに、状況に応じ他機関、他部 署等と連携するなど重層的に支援を 行います。	健康課	ゆりかご・あきしま面談実施数:849 件 継続支援妊婦:281 名

【施策の方向】4-3 保護者に対する就労支援

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を確保し、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられるよう、職業の安定と生活との調和向上につながる支援を実施します。

事業 No.	再掲事業 No.	事業名	事業内容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
4-3-1	2-6-8	ひとり親家庭 自立支援 プログラム事業	就職・転職を希望するひとり親家庭の 方を対象に、自立・就労支援のための 個々の状況に応じた自立支援プログラ ムを策定し、市とハローワークなどの 関係機関が連携しながら支援します。	女性活躍 支援担当課	問い合わせが数件あったものの、実施には至らなかった。
4-3-2	2-6-6	自立支援教育訓練給付金事業	就業を目的とした教育訓練講座を受 講して修了した場合に、受講料の一部 を支給します。	子ども 子育て 支援課	給付金支給件数: 3件 給付金支給額: 665,001円
4-3-3	2-6-7	高等職業訓練促進 給付金等事業	就職に有利となる国家資格の取得を する際、生活を支援するための給付金 を一定の期間支給します。	子ども 子育て 支援課	給付金支給件数:6件 給付金支給額: 8,183,000円
4-3-4	2-5-8	生活保護受給者に対する就労支援	就労阻害要因がなく、意欲がある生活 保護受給者に対し、自立支援員が、就 労支援プログラムによる支援を行う とともに、ハローワークと連携した就 労支援を実施します。	生活福祉課	就労支援者数:87名 (就労決定者29名、保護廃止者4名、就労支援継続 者54名)
4-3-5	2-5-9	被保護者就労準備 支援事業 (就労支援事業)	生活保護受給者の就労を支援するための無料相談やパソコン教室、セミナーなどの開催、作業体験、ボランティア体験や就労体験の機会の提供を行います。	生活福祉課	支援者数:7名 訪問支援者数:0名
4-3-6	2-1-4 2-5-7	自立相談支援機関 (くらし・しごとサポートセンター)における 生活・就労相談	失業や経済的な理由などにより生活 に困窮している人に対して、多様な課題や問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行います。	福祉総務課	①自立相談支援事業 新規支援者数:352人 支援者数:延べ1,322人 ②家計改善支援事業 新規支援者数:56人 支援者数:延べ347人 ③就労準備支援事業 新規支援者数:11人 支援者数:延べ151人

【施策の方向】4-4 経済的支援

経済的な不安を抱えず、安心した暮らしの中で子どもたちが将来の夢や希望を持って健やかに成長していけるよう、安定した生活の 支援を実施します。

事業 No.	再掲事業 No.	事 業 名	事 業 内 容	担当課	令 和 3 年 度 実 績
4-4-1	2-6-2	手当の支給	ひとり親家庭などでの児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を 図るため、児童扶養手当・児童育成手 当を支給します。	子ども 子育て 支援課	④児童扶養手当 支給児童数:延べ15,705件 支給額424,569,210円 ⑤児童育成手当(育成) 支給児童数:延べ20,924人支給額:282,474,000円 ①児童育成手当(障害) 支給児童数:延べ1,254人 支給額:19,437,000円
4-4-2	2-6-3	ひとり親家庭等 の医療費の助成	ひとり親家庭などの健康を維持し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等 医療費助成を実施し、医療費の一部を 助成します。	子ども 子育て 支援課	医療証交付数: 761 世帯 1,632 人 医療費給付件数:延べ18,247 件 助成額: 44,811,834 円
4-4-3	2-6-4	母子父子福祉資金 の貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を 図るため、各種福祉資金の貸し付けを 行います。	子ども 子育て 支援課	貸付件数:103件 貸付額:53,074,226円
4-4-4	2-5-2 4-1-2	被保護者自立促進事業	生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、 大学などへの進学を目指す高校3年 生の大学などの受験料を支給します。	生活福祉課	①学習環境整備支援件数:16件 ②就職支援件数:1件
4-4-5	2-6-13	生活保護世帯 に対する 健全育成事業	生活保護受給世帯の小中学生に夏季 健全育成費、学童服などの購入費、修 学旅行支度金などを支給します。	生活福祉課	①夏季健全育成費支給事業 支給件数:129件 ②学童服、運動衣代支給事業 支給件数:227件 ③修学旅行支度金支給事業 支給件数:37件
4-4-6	2-5-5	受験生チャレンジ支援貸付事業	一定の所得額以下の世帯の中学校3 年生及び高校3年生の進学を支援するため、社会福祉協議会と連携し、学習塾の費用や受験料を無利子で貸し付けをします。	福祉総務課 (社会福祉 協議会)	相談件数:937件 学習塾等受講料貸付件数:38件 (中学3年生27件、高校3年生11件) 受験料貸付件数:42件 (中学3年生27件、高校3年生15件)
4-4-7	2-5-3	教育費の援助	公立の小中学校に通学する子どものいる世帯で経済的な事情で教育費の支出が困難な世帯や生活保護世帯に対し、学用品費や校外活動費、給食費などの教育に係る費用の一部を補助します。	教育総務課 (学務担当)	①小学校 受給児童数: 853 人 支給額: 57,073,095 円 ②中学校 受給生徒数: 467 人 支給額: 52,440,358 円
4-4-8	2-5-4 4-1-6	奨学金の給付・ 貸付	経済的理由により高等学校などへの 修学が困難な方を対象に学資の一部 を給付や貸し付けをします。	教育総務課 (学務担当)	①給付型 ・入学準備金 給付人数: 9人 給付額: 54,000 円 ・奨学金 給付人数: 25人 給付額: 2,493,700 円 ②貸付 ・高校生 貸付人数: 1人 貸付額: 120,000 円 ・大学生 貸付人数: 1人 貸付額: 360,000

昭島市子ども・若者未来対策推進計画 (令和5年度~令和9年度)

作成日:令和5年3月

担当課:昭島市子ども家庭部子ども育成課

〒196−0012

昭島市つつじが丘三丁目3番15号

TEL 042-519-5715

